第５次多度津町障害者基本計画
第７次多度津町障害福祉計画
第３次多度津町障害児福祉計画

～ 一人ひとりの生き方を大切に、
すべての町民とともに幸せを実感できるまちたどつ ～

令和６年(2024年)３月
多度津町

目　次

第１章　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１　計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（１）計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（２）計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（３）計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（４）計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
２　国の動向・計画策定の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（１）国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（２）第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画策定に係る基本指針の見直しポイント・8
３　アンケート調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（１）アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（２）障害者アンケートの結果（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（３）事業所アンケートの結果（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
４　本町の人口及び障害者（児）の状況・・・・・・・・・・・・・・・・23
（１）人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（２）障害者（児）等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（３）障害児の就学の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
（４）障害者の雇用・就業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
５　計画の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（１）計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（２）町の現況・課題と施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（３）基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（４）基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（５）施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

第２章　第５次多度津町障害者基本計画・・・・・・・・・・・・・・・43
基本方針１　啓発・広報の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
１－（１）啓発・広報活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
１－（２）相互理解と交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
１－（３）相互援助活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
１－（４）情報提供・相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
基本方針２　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止・・・・・・・48
２－（１）人権・権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
２－（２）虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
基本方針３　保健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
基本方針４　教育・育成の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
４－（１）障害児支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
４－（２）早期療育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

４－（３）学校教育の充実 …… 55
基本方針５　雇用・就業の確保、経済的自立の支援 …… 57
基本方針６　生活支援サービスの充実 …… 58
６－（１）新しい制度の円滑な導入 …… 58
６－（２）在宅生活への支援の充実 …… 59
基本方針７　生活環境の整備及び防災・防犯対策の確立 …… 61
７－（１）生活環境の整備 …… 61
７－（２）防災・防犯対策の確立 …… 63
基本方針８　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 …… 65
基本方針９　学習・スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進 …… 66

第３章　第７次多度津町障害福祉計画 …… 67
１　第７次障害福祉計画の基本方針 …… 67
（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 …… 67
（２）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 …… 67
（３）就労支援等の充実 …… 67
（４）地域共生社会の実現に向けた取組 …… 67
（５）障害児の健やかな育成のための発達支援 …… 68
（６）障害福祉人材の確保・定着 …… 68
（７）障害者の社会参加を支える取組 …… 68
２　障害福祉サービス等の全体像 …… 69
３　成果目標（令和８年度末の目標）の設定 …… 70
（１）福祉施設入所者の地域生活への移行 …… 70
（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 …… 71
（３）地域生活支援の充実 …… 72
（４）福祉施設から一般就労への移行等 …… 73
（５）相談支援体制の充実・強化等 …… 75
（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 …… 76
４　活動指標の設定 …… 77
（１）訪問系サービス …… 77
（２）日中活動系サービス …… 80
（３）居住系サービス …… 85
（４）相談支援 …… 87
（５）地域生活支援事業 …… 89
（６）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 …… 97

第４章　第３次多度津町障害児福祉計画 …… 99
１　障害児支援の提供体制の確保に関する基本方針 …… 99
（１）身近な場所で提供する体制整備 …… 99
（２）地域支援体制の構築 …… 99
（３）保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 …… 99

（４）地域社会への参加・包容の推進 ･････････････････････････････････････ 100
（５）特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備･････････････････････････ 100
（６）障害児相談支援の提供体制の確保、利用者支援事業※との連携･････････････････ 100
２　成果目標（令和８年度末の目標）の設定 ･･････････････････････ 101
（１）障害児支援の提供体制の整備等 ･････････････････････････････････････ 101
３　活動指標の設定 ･････････････････････････････････ 103
（１）障害児通所支援等 ･･･ 103
（２）発達障害者に対する支援 ･･･ 107

第５章　計画の推進 ･･･････････････････････････････ 109
１　ニーズの把握 ･･････････････････････････････････ 109
２　関係機関・地域住民との連携強化 ･･････････････････････ 110
３　適切なサービスの提供 ･･････････････････････････････ 110
４　計画の進行管理 ･････････････････････････････････ 111

関連資料 ･･･････････････････････････････････････ 113
多度津町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱 ･････ 113
多度津町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会委員名簿 ･････ 114

第１章　総論

１　計画の策定にあたって

（１）計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人を取り巻く環境の変化や法整備が進んでおり、障害のある方の雇用や差別解消、虐待防止、文化芸術活動、読書環境の整備、医療的ケア児の支援、情報アクセシビリティ等の法律が施行・改正される等、障害福祉サービスについてだけでなく、障害のある方一人ひとりの生き方を尊重する社会を目指す取り組みが各所で進められています。

国においては、令和５（2023）年３月に「障害者基本計画（第５次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、様々な施策に取り組まれています。

本町においても、「障害者権利条約」を実現するための近年の障害者に係る制度改革や障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 30（2018）年３月に障害者施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針を示した「第４次多度津町障害者基本計画」を策定しています。

また、令和３（2021）年３月に障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児支援サービス等の必要見込量及びそれらの確保のための方策等を定めた「第６次多度津町障害福祉計画・第２次多度津町障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を総合的、計画的に推進してきました。

この度、両計画がそれぞれ令和５（2023）年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、国の基本指針や障害のある人を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応し、障害者施策の一層の推進を図るため、計画内容の改訂を行い、令和６年度より新たに「第５次多度津町障害者基本計画・第７次多度津町障害福祉計画・第３次多度津町障害児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

（２）計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第３項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

また、本計画は、国の「障害者基本計画」及び県の「かがわ障害者プラン」の内容を踏まえるとともに、本町のまちづくりの上位計画である「多度津町総合計画」の福祉部門計画として、「多度津町地域福祉計画」、「多度津町高齢者保健福祉計画」、「多度津町介護保険事業計画」など、関連計画とも整合性を図りながら障害者の総合的な保健・福祉施策の推進を図るものです。

＜計画の根拠法令＞

計画名	根拠法令	内容
障害者基本計画	障害者基本法 第 11 条第3項	障害者基本計画及びかがわ障害者プラン（香川県障害福祉計画）を基本として、障害者（児）のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。
障害福祉計画	障害者総合支援法 第 88 条第1項	基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画。
障害児福祉計画	児童福祉法 第 33 条の 20	基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画。［子ども・子育て支援事業計画との整合・連携が必要］

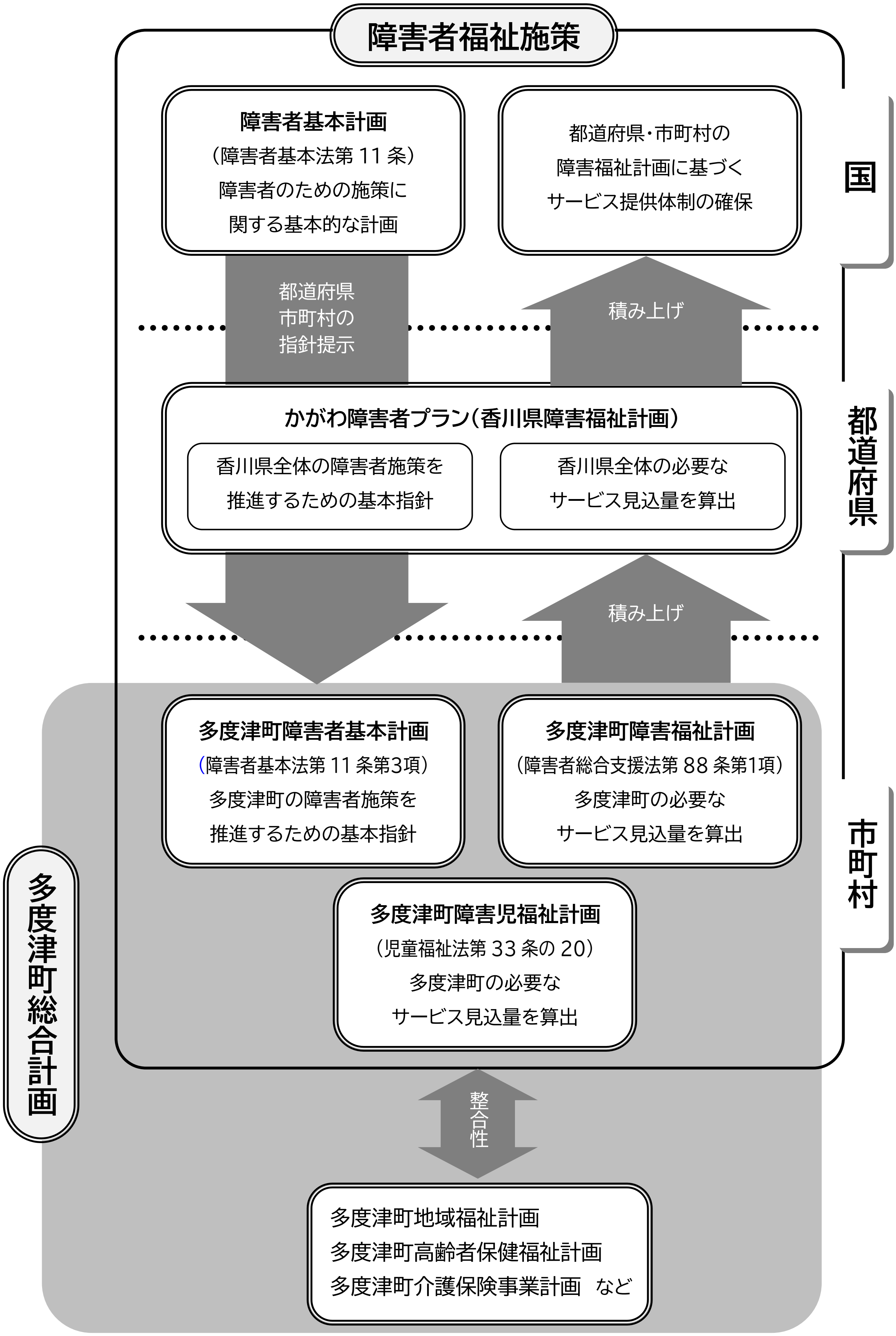
障害者福祉施策
障害者基本計画
（障害者基本法第 11 条）
障害者のための施策に
関する基本的な計画
都道府県・市町村の
障害福祉計画に基づく
サービス提供体制の確保
国
都道府県
市町村の
指針提示
積み上げ
かがわ障害者プラン（香川県障害福祉計画）
香川県全体の障害者施策を
推進するための基本指針
香川県全体の必要な
サービス見込量を算出
都道府県
積み上げ
多度津町障害者基本計画
（障害者基本法第 11 条第3項）
多度津町の障害者施策を
推進するための基本指針
多度津町障害福祉計画
（障害者総合支援法第 88 条第1項）
多度津町の必要な
サービス見込量を算出
市町村
多度津町障害児福祉計画
（児童福祉法第 33 条の 20）
多度津町の必要な
サービス見込量を算出
多度津町総合計画
整合性
多度津町地域福祉計画
多度津町高齢者保健福祉計画
多度津町介護保険事業計画　など

（３）計画の期間

「第５次多度津町障害者基本計画」の計画期間は、令和６（2024）年度から令和 11（2029）年度までとしますが、障害福祉計画等関連計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、「第７次多度津町障害福祉計画」及び「第３次多度津町障害児福祉計画」の計画期間は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までとし、国及び県の基本指針に基づき、「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び確保のための方策」、「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などに関し、数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

＜計画の期間＞

計画名	計画期間
障害者基本計画	6年を1期とする。 第1次:平成 12(2000)年度～平成 17(2005)年度 第2次:平成 18(2006)年度～平成 23(2011)年度 第3次:平成 24(2012)年度～平成 29(2017)年度 第4次:平成 30(2018)年度～令和5(2023)年度 **第5次:令和6(2024)年度～令和11(2029)年度**
障害福祉計画	3年を1期とする。 第1次:平成 18(2006)年度～平成 20(2008)年度 第2次:平成 21(2009)年度～平成 23(2011)年度 第3次:平成 24(2012)年度～平成 26(2014)年度 第4次:平成 27(2015)年度～平成 29(2017)年度 第5次:平成 30(2018)年度～令和2(2020)年度 第6次:令和 3(2021)年度～令和5(2023)年度 **第7次:令和6(2024)年度～令和8(2026)年度**
障害児福祉計画	3年を1期とする。 第1次:平成 30(2018)年度～令和2(2020)年度 第2次:令和 3(2021)年度～令和5(2023)年度 **第3次:令和6(2024)年度～令和8(2026)年度**

（４）計画の策定体制

①アンケート調査

障害者の生活実態や福祉制度の利用状況と問題点、新たなサービスに対する利用意向等を把握し、地域の特性や実情に即した計画策定のための基礎資料とすることを目的として障害当事者・事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。

<調査対象者>

当事者アンケート	町内在住の障害者手帳をお持ちの方
事業所アンケート	町民に対して障害福祉サービスを提供する県内の事業所

<調査対象数および有効回収数>

調査対象者	調査対象数	有効回収数	有効回収率
当事者アンケート	500人	288票	57.6%
事業所アンケート	50事業所	41票	82.0%

<調査方法および調査期間>

調査方法	郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査
調査期間	令和5年6月24日～令和5年7月14日

②策定委員会での審議

本計画の策定を行うにあたり、保健・医療・福祉・教育関係者、学識経験者や障害者団体・障害者施設の代表者等の意見を反映させるため、「多度津町障害者基本計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」において、審議を重ねていただきました。

③計画素案の公表、町民からの意見募集

令和６年１月に、計画素案を公表し、町民からの意見募集を行いました。

２　国の動向・計画策定の視点

（１）国の動向

障害者基本法施行から 53 年、障害者自立支援法（現在の名称は障害者総合支援法）施行から 17 年が経過し、一人ひとりニーズが異なる障害者（児）施策はまだまだ発展途上にあり、法制度も随時改正されており、障害者（児）支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者差別解消法や障害者雇用促進法の施行、改正障害者総合支援法・改正児童福祉法など、最新の動向に対応する必要があります。

＜近年の障害者（児）に関する法整備等の動き＞

年	施行・改正された法律等の名称（**略称**）	内容
平成 24 (2012)年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（**障害者虐待防止法**）」の施行	・障害者に対する虐待の禁止 ・虐待を受けた障害者の保護や自立の支援 ・養護者に対する支援のための措置等 ・発見者の市町への通報義務
平成 25 (2013)年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（**障害者総合支援法**）」の一部施行	・障害者の範囲に難病等を追加 ・地域生活支援事業の追加 ・サービス基盤
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに関する法律（**障害者優先調達推進法**）」の施行	・公契約における障害者の就業を促進するための措置等 ・障害者就労施設等の給付する物品に関する情報提供
	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（**障害者雇用促進法**）」の改正	・障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務 ・法定雇用率の算定基礎の見直し
平成 26 (2014)年	「（**障害者総合支援法**）」の一部施行	・障害支援区分への名称・定義の改正 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大等
平成 27 (2015)年	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行	・難病に関する医療や施策の基本方針の策定 ・公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 ・療養生活環境整備事業の実施等
平成 28 (2016)年	「発達障害者支援法の一部を改正する法律（**改正発達障害者支援法**）」の成立	・発達障害者の定義の見直し ・発達障害者の支援のための施策の強化 ・発達障害者支援地域協議会の設置
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（**障害者差別解消法**）」の施行	・不当な差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の不提供の禁止
平成 30 (2018)年	「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（**改正障害者総合支援法**）」の施行	・障害者の望む地域生活の支援 ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
	「（**障害者雇用促進法**）」の一部施行	・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える

年	施行・改正された法律等の名称（**略称**）	内容
平成30（2018)年	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（**障害者文化芸術推進法**）」の施行	・文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定 ・文化芸術を鑑賞・創造する機会の拡大、権利保護の推進 ・文化芸術の作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進
令和元（2019)年	「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律（**読書バリアフリー法**）」の施行	・図書館や学校等での、視覚障害者等の読書環境の整備を推進
令和2（2020)年	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（**バリアフリー法**）」の施行	・公共交通事業等によるハード・ソフト一体的な取り組みの推進 ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化 ・更なる利用しやすさの確保に向けた様々な施策の充実
	「（**障害者雇用促進法**）」の改正	・障害者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障害者の雇用状況の的確な把握 ・特例給付金の支給や優良企業としての認定等ができる仕組みが創設
令和３（2021)年	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（**医療的ケア児支援法**）」の施行	・医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
令和４（2022)年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法**）」の施行	・障害の種類や程度に応じた手段を選択 ・地域にかかわらず等しく情報を取得 ・障害者でない者と同一内容の情報を同一時点で取得 ・高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用
令和６（2024)年	「（**改正障害者総合支援法**）」の施行（予定）	・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ・精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等を措置

（２）第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画策定に係る基本指針の見直しポイント

令和５年５月に告示された令和６年度を初年度とする第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の策定に係る見直しを踏まえた基本指針のポイントは以下のとおりです。

＜基本指針見直しの主な事項＞

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③福祉施設から一般就労への移行等
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
⑤発達障害者等支援の一層の充実
⑥地域における相談支援体制の充実強化
⑦障害者等に対する虐待の防止
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
⑨障害福祉サービスの質の確保
⑩障害福祉人材の確保・定着
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
⑭その他：地方分権提案に対する対応

＜成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）＞

①施設入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6％以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5％以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率：3か月後 68.9％以上、6か月後 84.5％以上、1年後 91.0％以上
③地域生活支援の充実 ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること**【新規】**

＜成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標） つづき＞

④福祉施設から一般就労への移行等
- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の 1.28 倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上**【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進**【新規】**
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の 1.41 倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置**【新規】**
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置**【新規】**

⑥相談支援体制の充実・強化等
- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等**【新規】**

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

＜活動指標（市町村）＞

①施設入所者の地域生活への移行

〇 居宅介護の利用者数、利用時間数※　〇 重度訪問介護の利用者数、利用時間数※
〇 同行援護の利用者数、利用時間数※　〇 行動援護の利用者数、利用時間数※
〇 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数※　※個々のサービスとしての指標は初めて
〇 生活介護の利用者数、利用日数　〇 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
〇 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 〇 就労移行支援の利用者数、利用日数
〇 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数　〇 就労定着支援の利用者数
〇 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
〇 自立生活援助の利用者数　〇共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
〇 計画相談支援の利用者数　〇 地域移行支援の利用者数 〇 地域定着支援の利用者数
〇 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

＜活動指標（市町村） つづき＞

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○ 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 ○ 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数　○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数 ○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数　○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）**【新設】**
③地域生活支援の充実 ○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
④福祉施設から一般就労への移行等 ※ 都道府県のみのため非掲載
⑤発達障害者等に対する支援 ○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数　○発達障害者支援センターによる相談支援の件数 ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ○ ペアレントメンターの人数　○ピアサポートの活動への参加人数
⑥障害児支援の提供体制の整備等 ○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数　○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数　○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 障害児相談支援の利用児童数 ○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
⑦相談支援体制の充実・強化等 ○ 基幹相談支援センターの設置**【新設】** ○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善**【新設】**
⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 ○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導

３　アンケート調査の実施

（１）アンケート調査の概要

①調査目的

障害者の生活実態や福祉制度の利用状況と問題点、新たなサービスに対する利用意向等を把握し、地域の特性や実情に即した計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査方法

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

③調査期間

令和５（2023）年６月～7 月

④回収結果

調査対象者	調査対象数	有効回収数	有効回収率
当事者アンケート	500人	288票	57.6%
事業所アンケート	50事業所	41票	82.0%

※当事者アンケート：町内在住の障害者手帳をお持ちの方

※事業所アンケート：町民に対して障害福祉サービスを提供する県内の事業所

（２）障害者アンケートの結果（抜粋）

①必要とする介助・援助の内容

「外出（買い物、通院など）」（36.5％）が最も多く、次いで「洗濯・炊事などの家事」（34.4％）、「緊急時の避難」（33.7％）などとなっています。

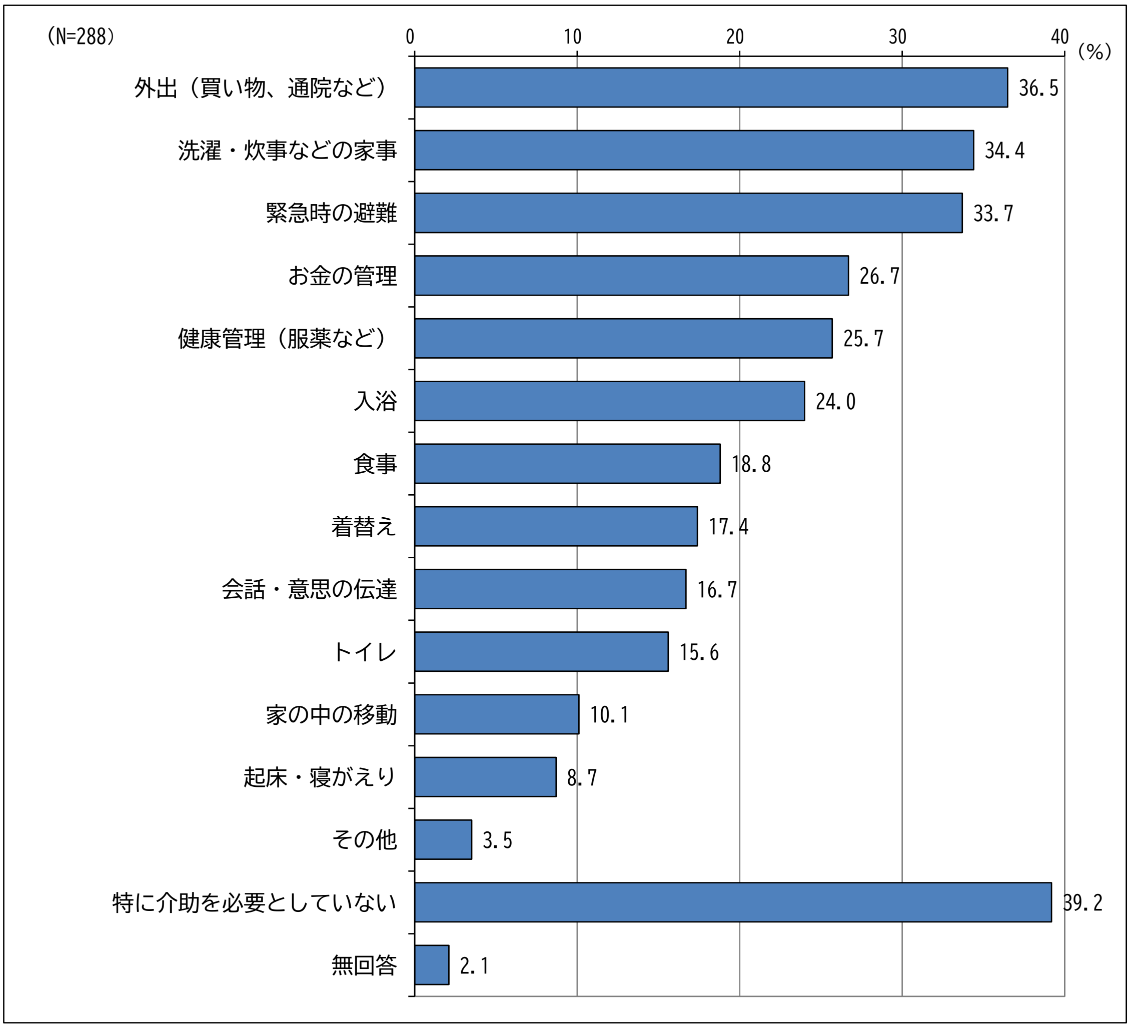

②住宅対策として町に望むこと

「住宅改修費の助成制度」(22.9%) が最も多く、次いで「グループホームなどの整備」(15.6%) 、「家賃の助成制度の整備」(14.9%) などとなっています。

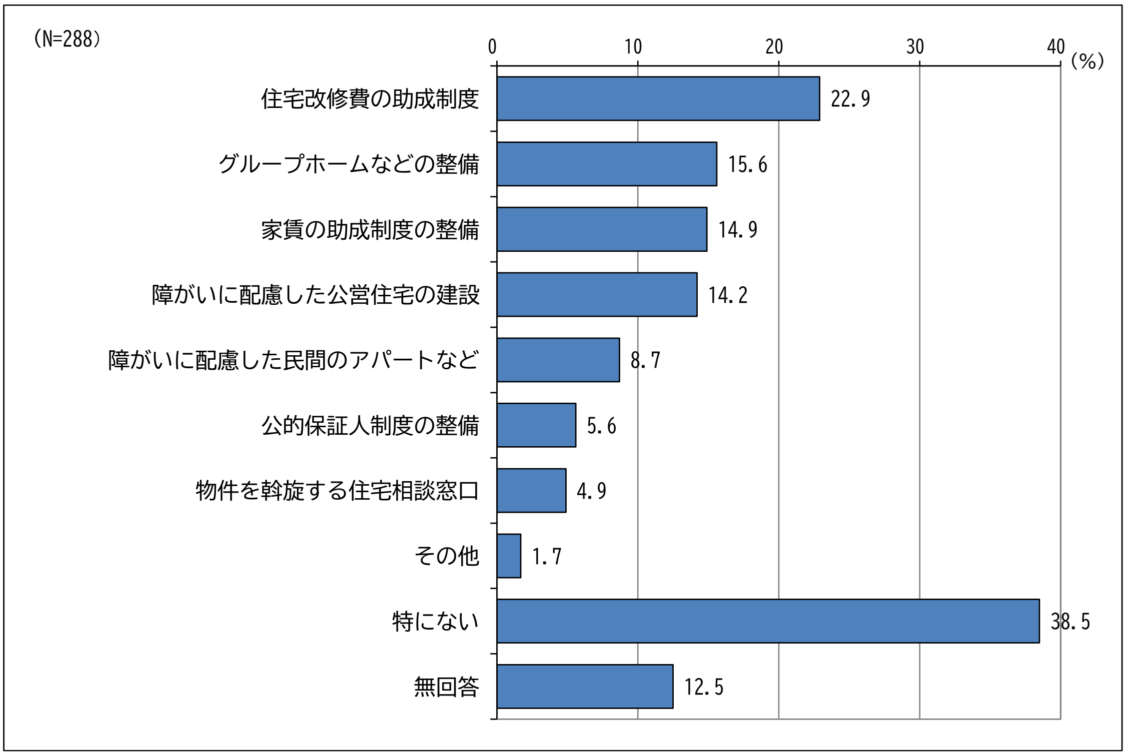

③通学にあたり、希望する支援

「送迎など、通園・通学サポート」(50.0%) が最も多く、次いで「学習支援や介助など、園・学校生活サポート」(37.5%) などとなっています。

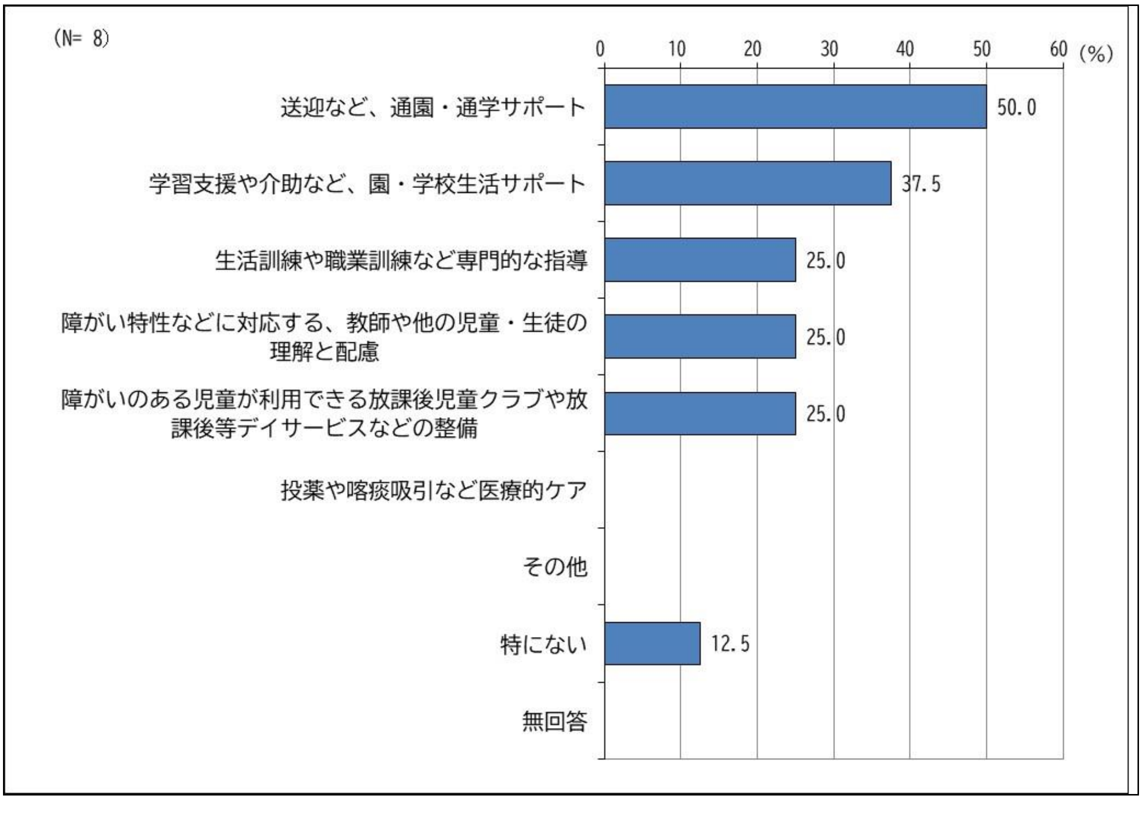

④障害者の就労支援に必要なこと

「職場における障がい者理解」（30.9％）が最も多く、次いで「給料の充実」（24.3％）、「通勤手段の確保」（21.5％）などとなっています。

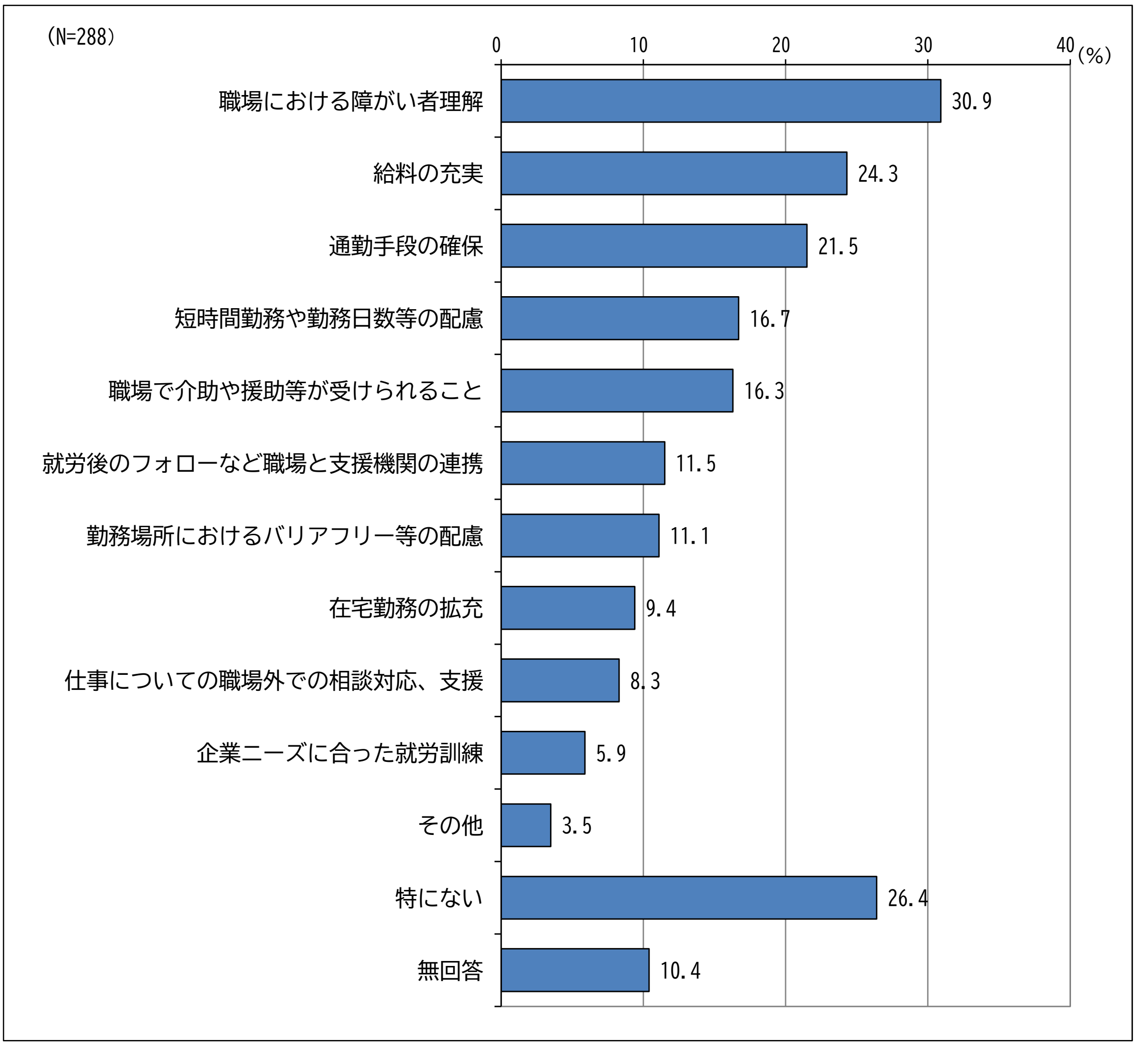

⑤今後の福祉や生活に関する相談体制として望むこと

「どんな時にどこに相談したらよいかわかるようにしてほしい」（45.8%）が最も多く、次いで「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」（26.0%）、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」（15.3%）などとなっています。

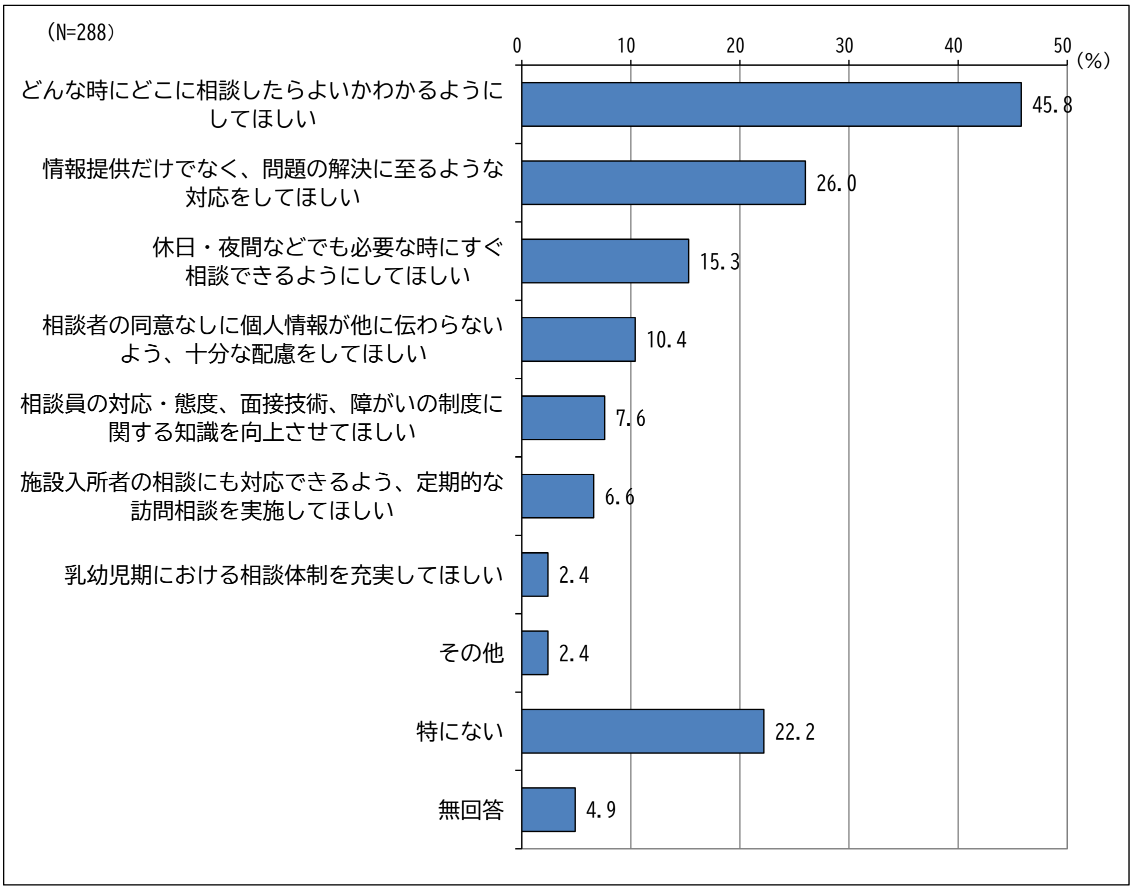

⑥充実してほしい福祉や生活に関する情報

「福祉サービスの内容や利用方法に関する情報」、「困ったときの相談機関・場所の情報」が同率（44.8％）で最も多く、次いで「災害時の対応についての情報」（24.7％）などとなっています。

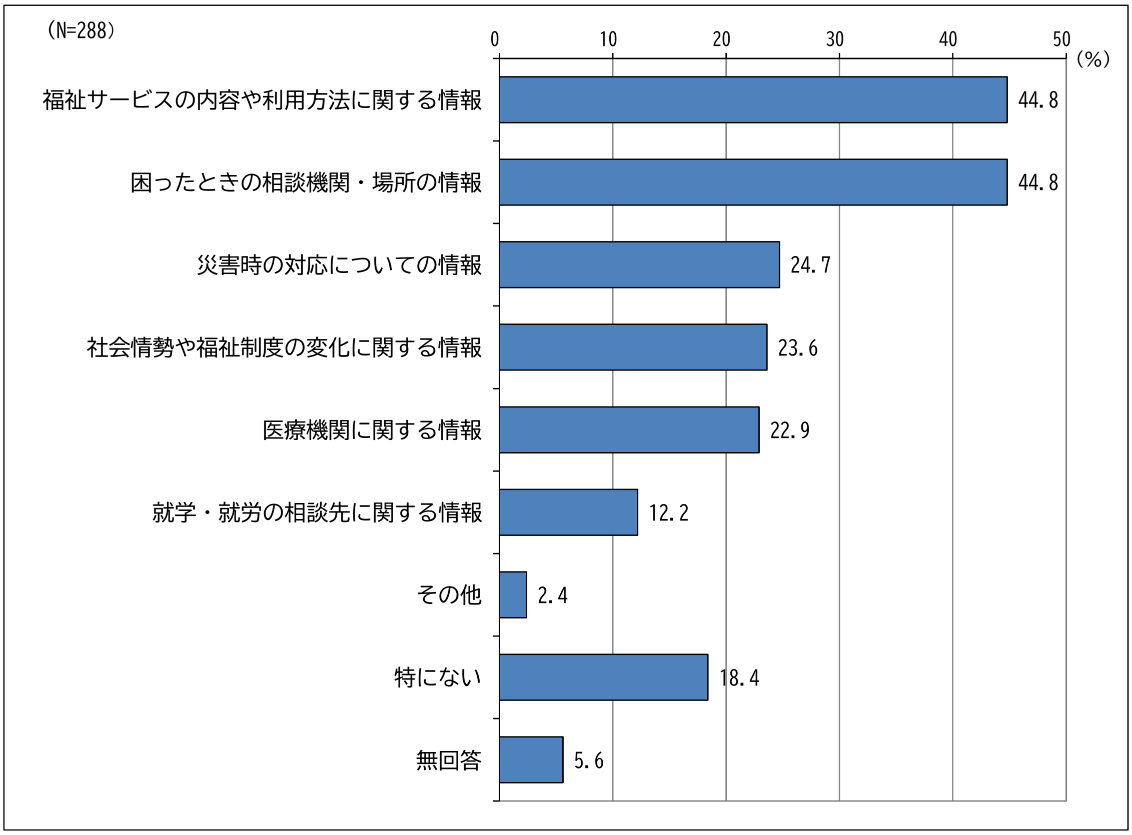

⑦今後も利用したい、あるいは、今後は利用したいサービス

「移動支援（外出のときの支援）」、「サービスを利用するための相談」が同率（21.5％）で最も多く、次いで「ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）」（20.8％）、「短期入所（数日間泊まれる施設など）」（14.6％）などとなっています。

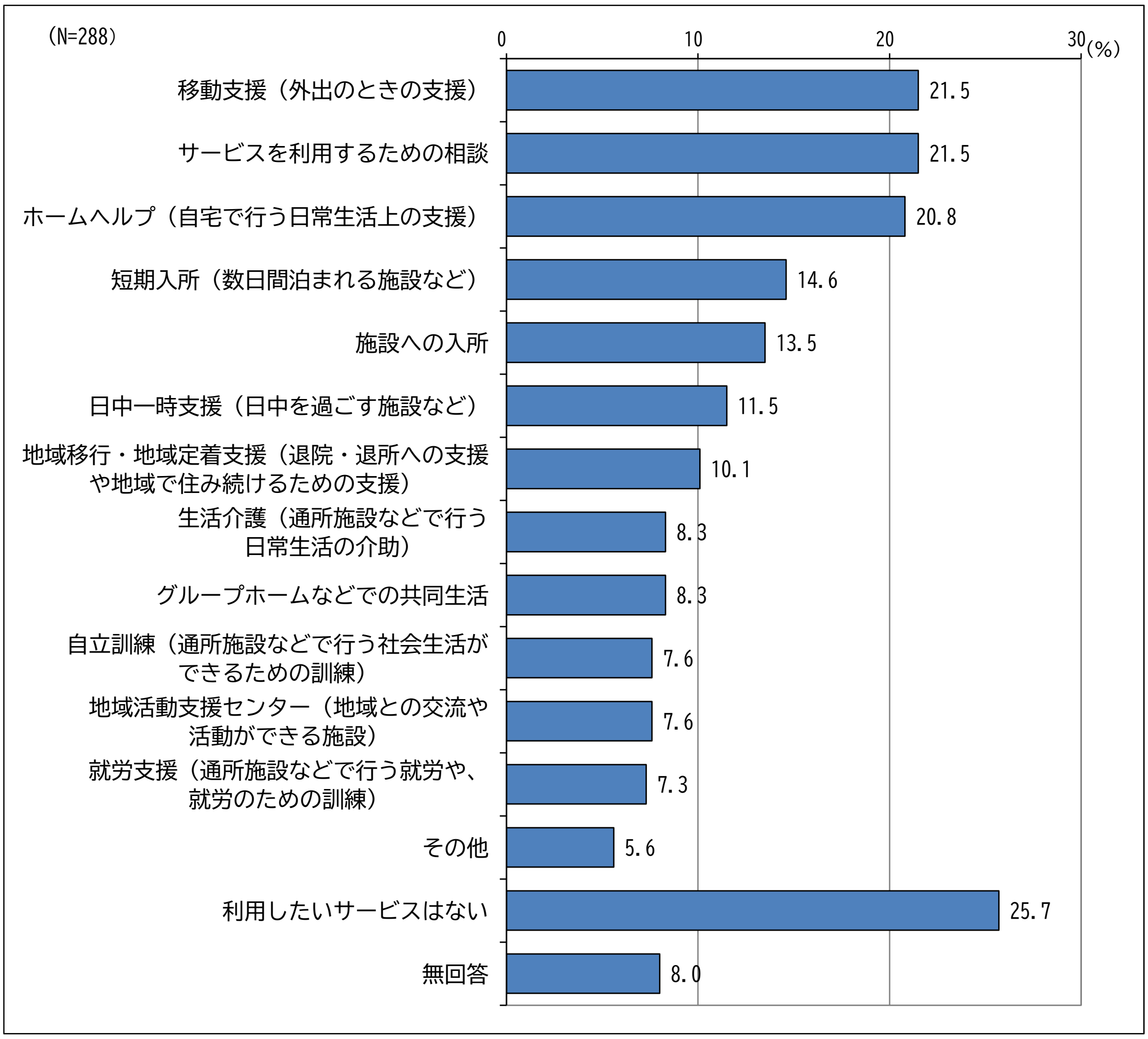

⑧障害福祉サービスを利用しやすくするために希望すること

「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」（46.5％）が最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」（34.0％）、「費用負担を軽くしてほしい」（30.6％）、「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けがほしい」（25.3％）などとなっています。

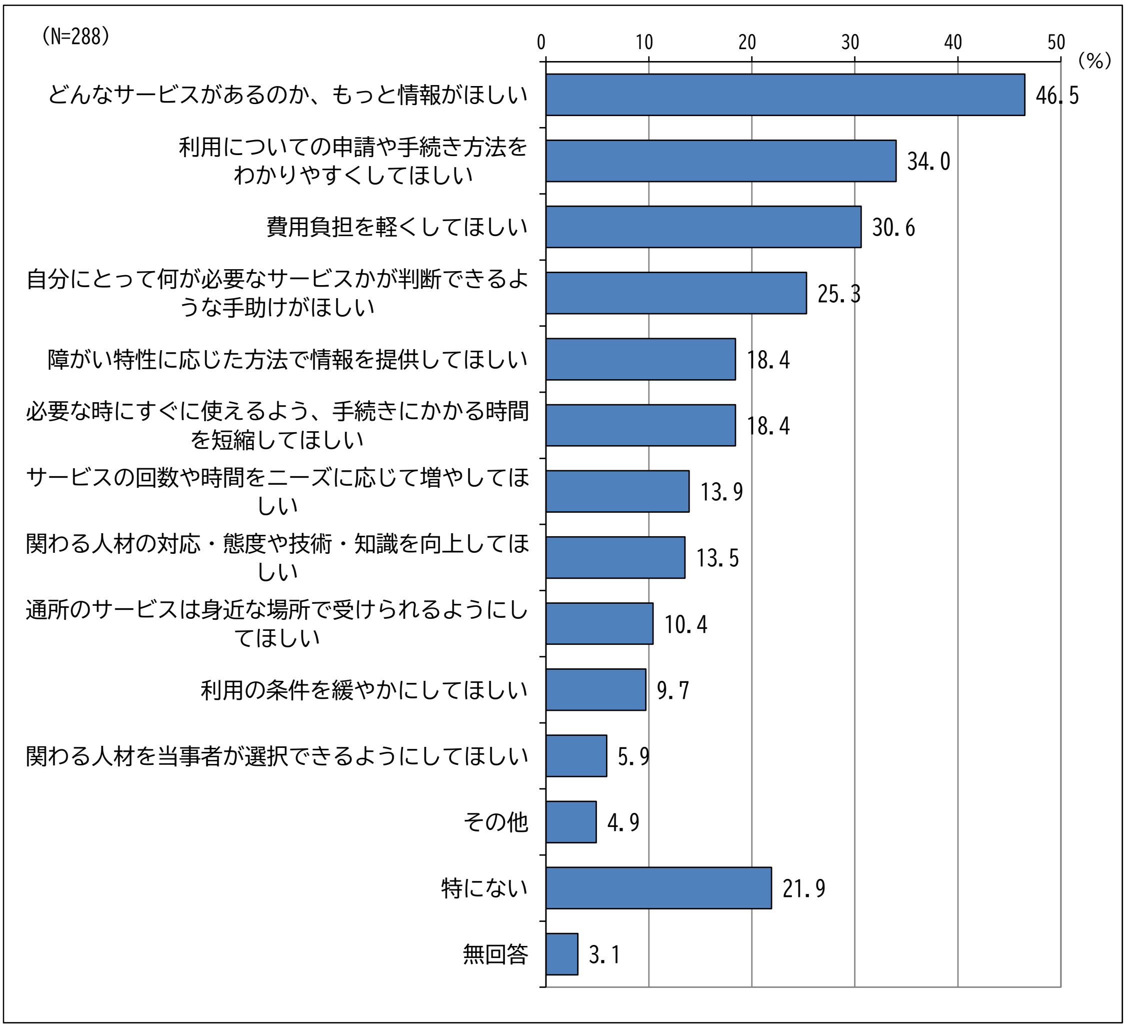

⑨避難行動要支援者避難支援制度の認知度

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」（61.1％）が最も多く、次いで「名前も内容も知らない」（25.7％）、「名前も内容も知っている」（7.3％）などとなっています。

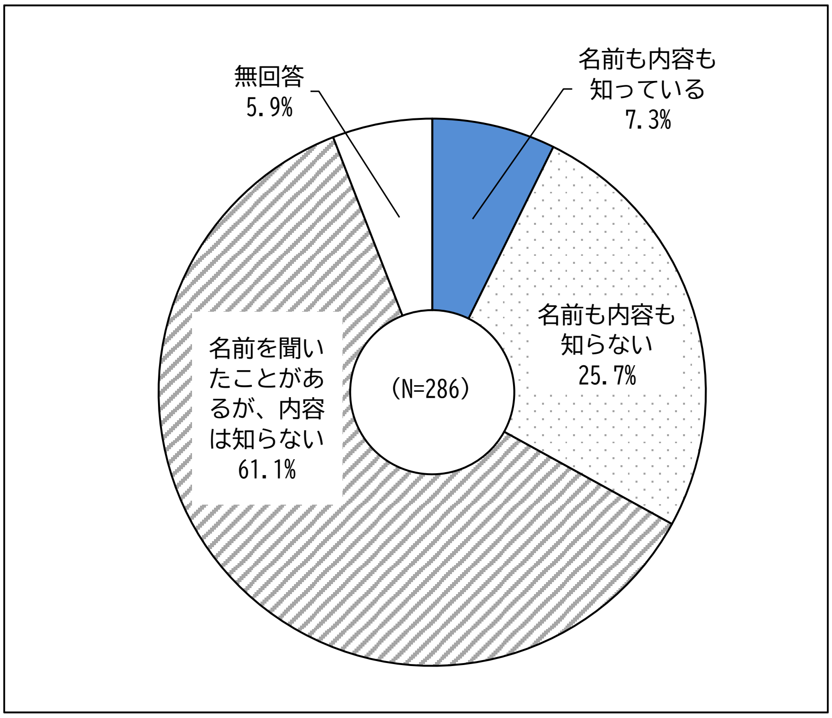

⑩日常生活における障害がある人への理解

「まだ不十分」（36.5％）が最も多く、次いで「わからない」（31.3％）、「進んでいない」（17.4％）などとなっています。

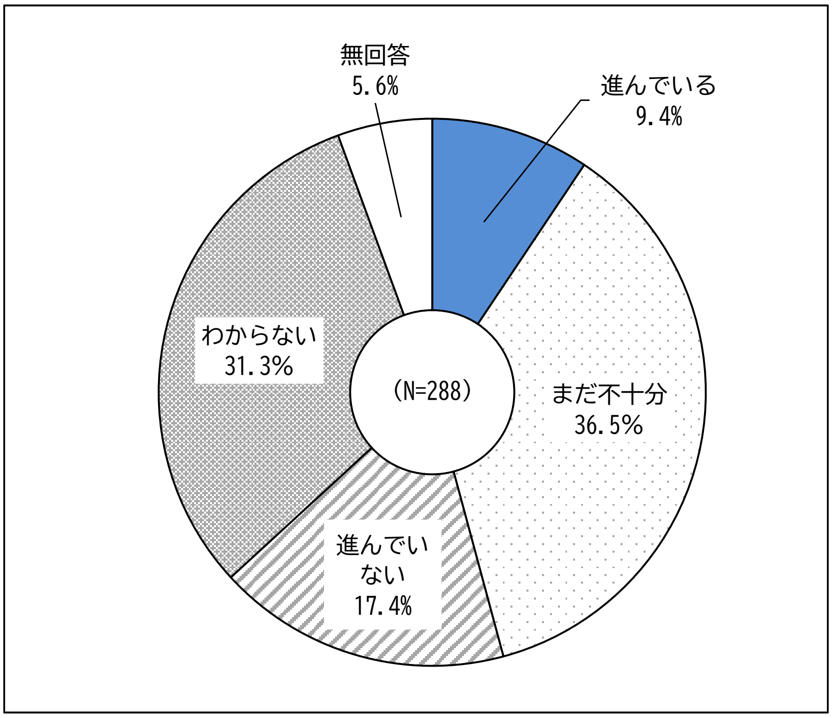

⑪成年後見制度の認知度

「名前も内容も知っている」（31.6％）が最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」（31.3％）、「名前も内容も知らない」（30.6％）などとなっています。

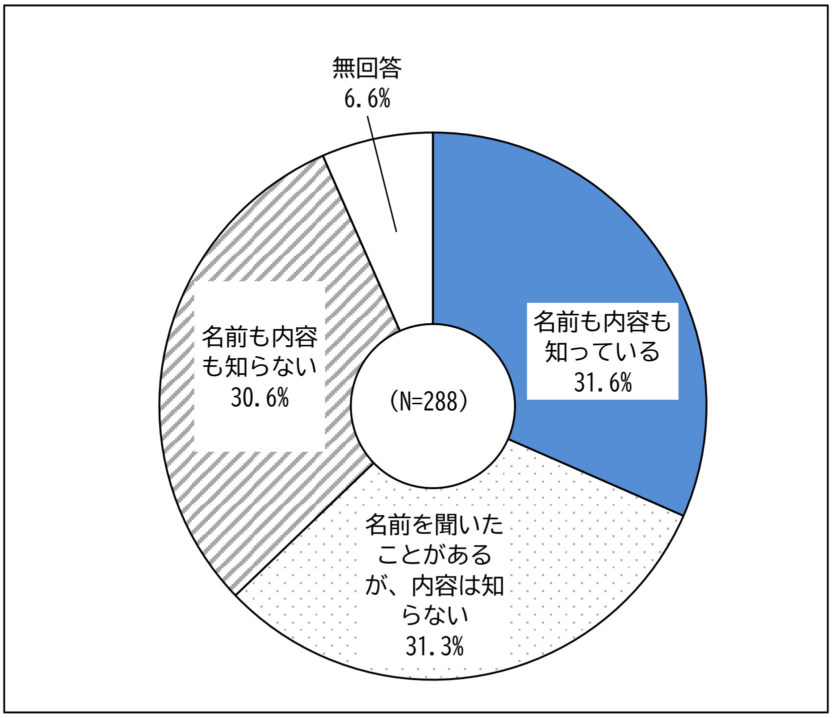

⑫民間事業者の「合理的配慮」の提供の法的義務の認知度

「知らない（この調査で初めて知った）」（87.8％）が８割以上となっており、「知っている」（6.6％）を大きく上回っています。

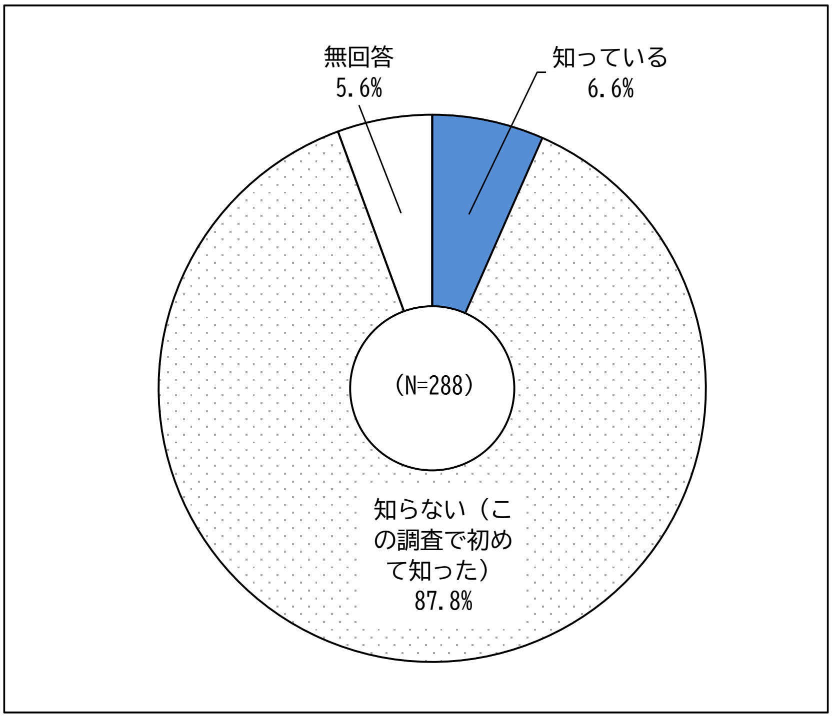

⑬障がいのある人が住みよいまちをつくるために、今後重点的に進めていくべきこと

「医療負担の軽減」（25.0％）が最も多く、次いで「障がい者に対する住民の理解促進」（24.3％）、「障がい者を受け入れる職場の確保」（16.0％）、「在宅で医療ケア等が受けられること」（13.9％）、「人としての権利の保護」（13.5％）などとなっています。

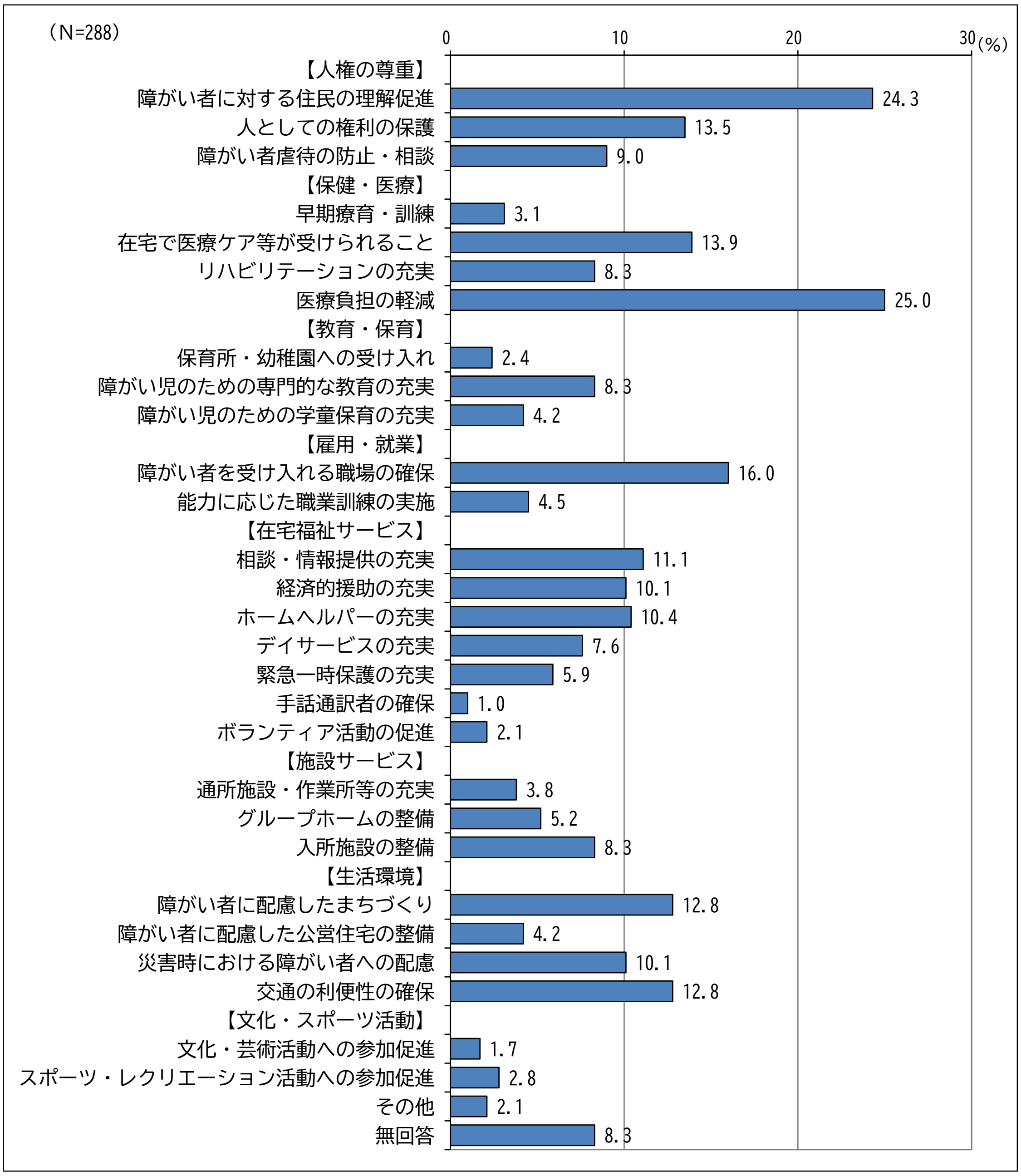

（３）事業所アンケートの結果（抜粋）

①多度津町に不足している地域資源（サービス）

「障害福祉サービス（グループホームなど）」（53.7％）が最も多く、次いで「相談支援事業所」（29.3％）、「地域生活支援事業（移動支援事業、手話奉仕員養成研修など）」（24.4％）などとなっています。

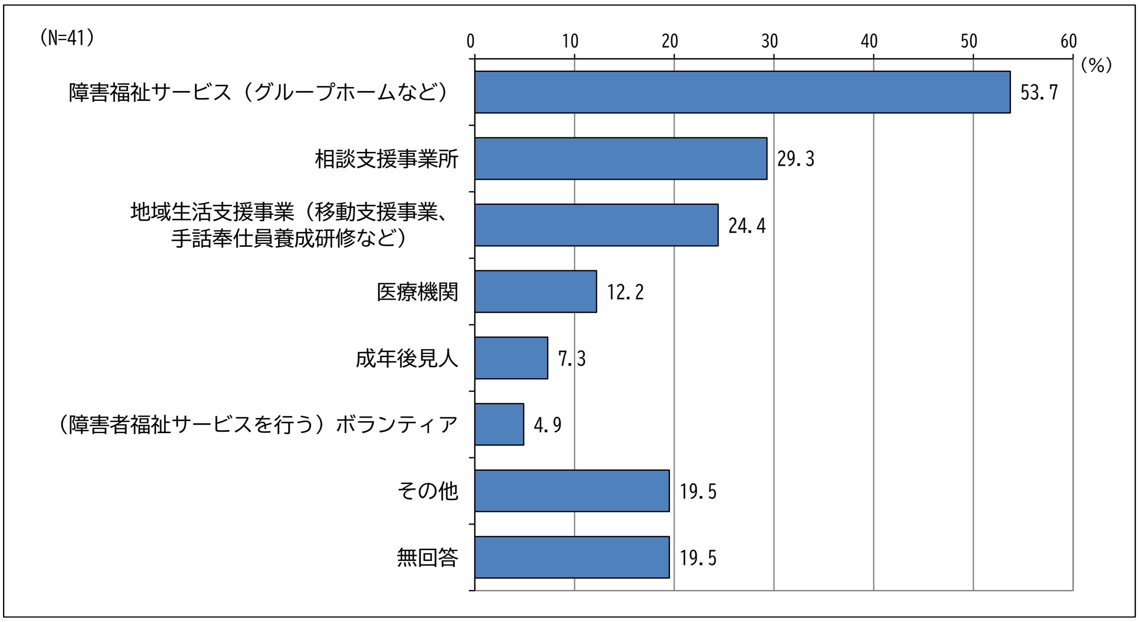

②他の事業所等と連携・協力の意向

「連携・協力したい」（83.0％）が８割以上となっており、「連携協力したくない（連携の必要がない）」（14.6％）となっています。

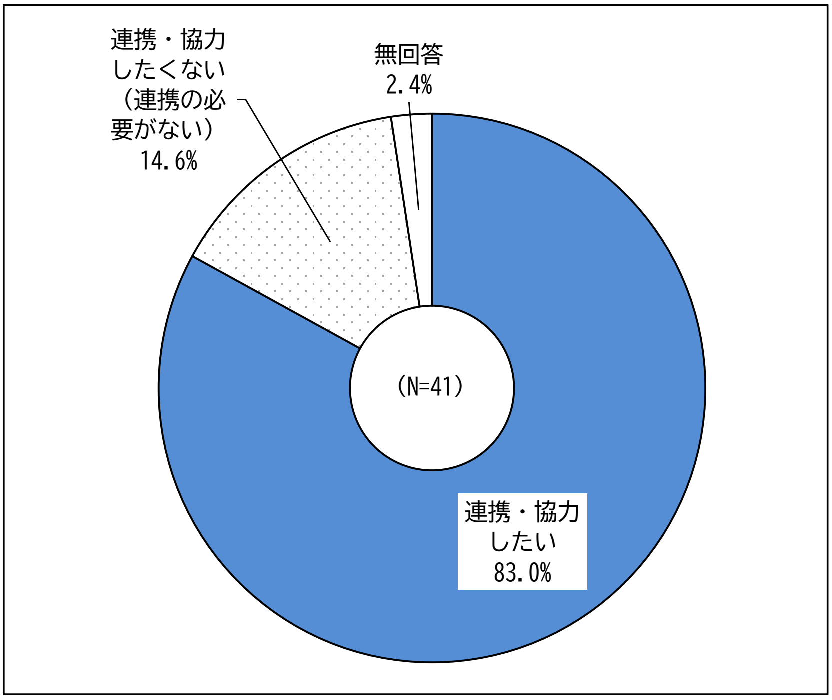

４　本町の人口及び障害者（児）の状況

（１）人口動態

①人口構造

本町の人口は、令和５年３月末現在で、男性 11,044 人、女性 10,987 人、合計 22,031 人です。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の 70～74 歳の階層と第二次ベビーブーム世代の 45～49 歳の階層が多く、国と同じ２つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

■人口ピラミッド（令和5年3月末現在）

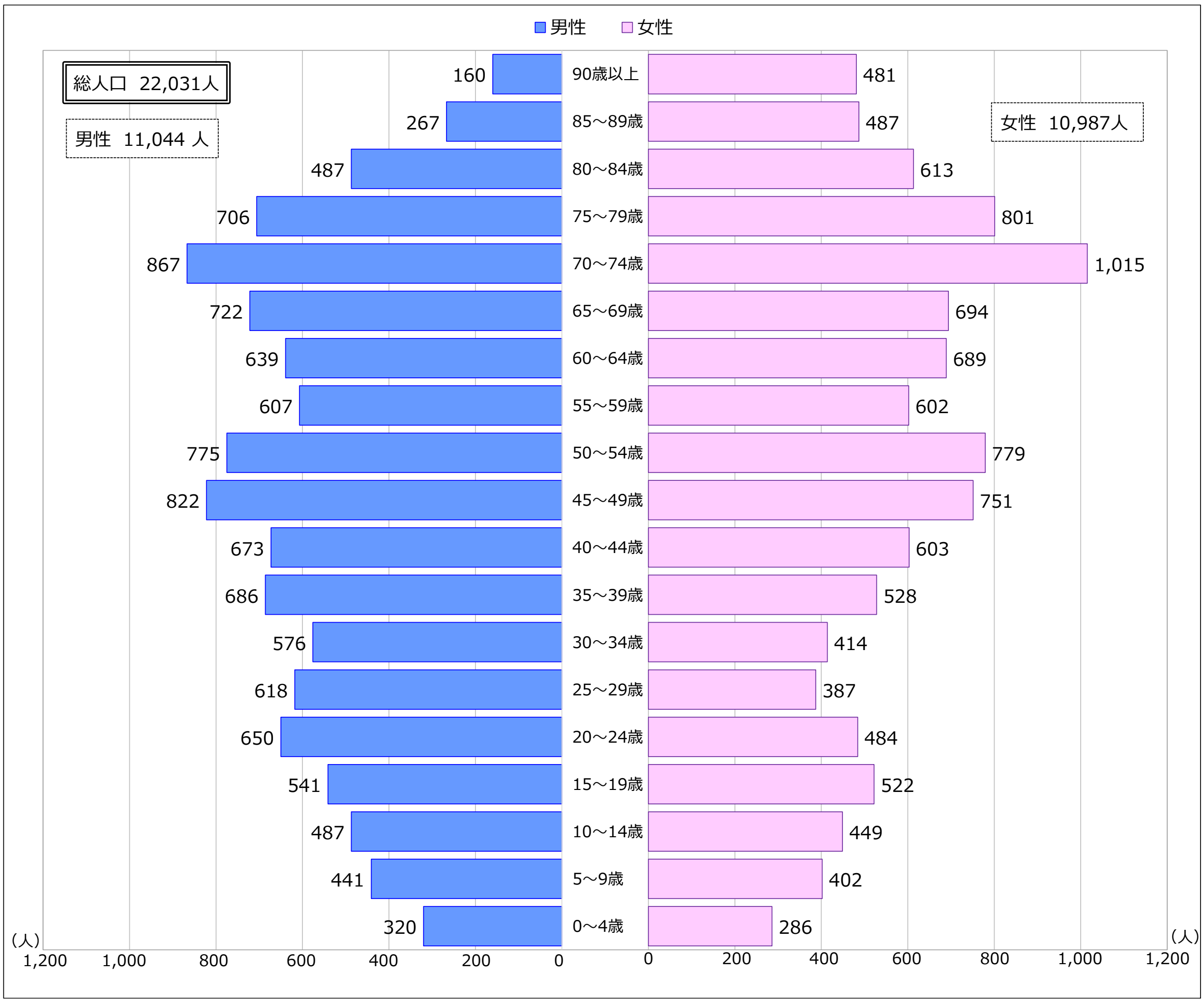

【資料】住民基本台帳

②人口等の推移

年齢３区分別人口の推移をみると、平成 30 年から令和 5 年にかけて、15 歳未満の年少人口は 433 人（15.4%）減少、15～64 歳の生産年齢人口 1,022 人（7.7%）減少、65 歳以上の高齢者人口は 48 人（0.7%）減少しています。また、高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）は 31.2%から 33.1%へと 1.9 ポイント上昇しており、高齢化が進んでいることがわかります。

■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

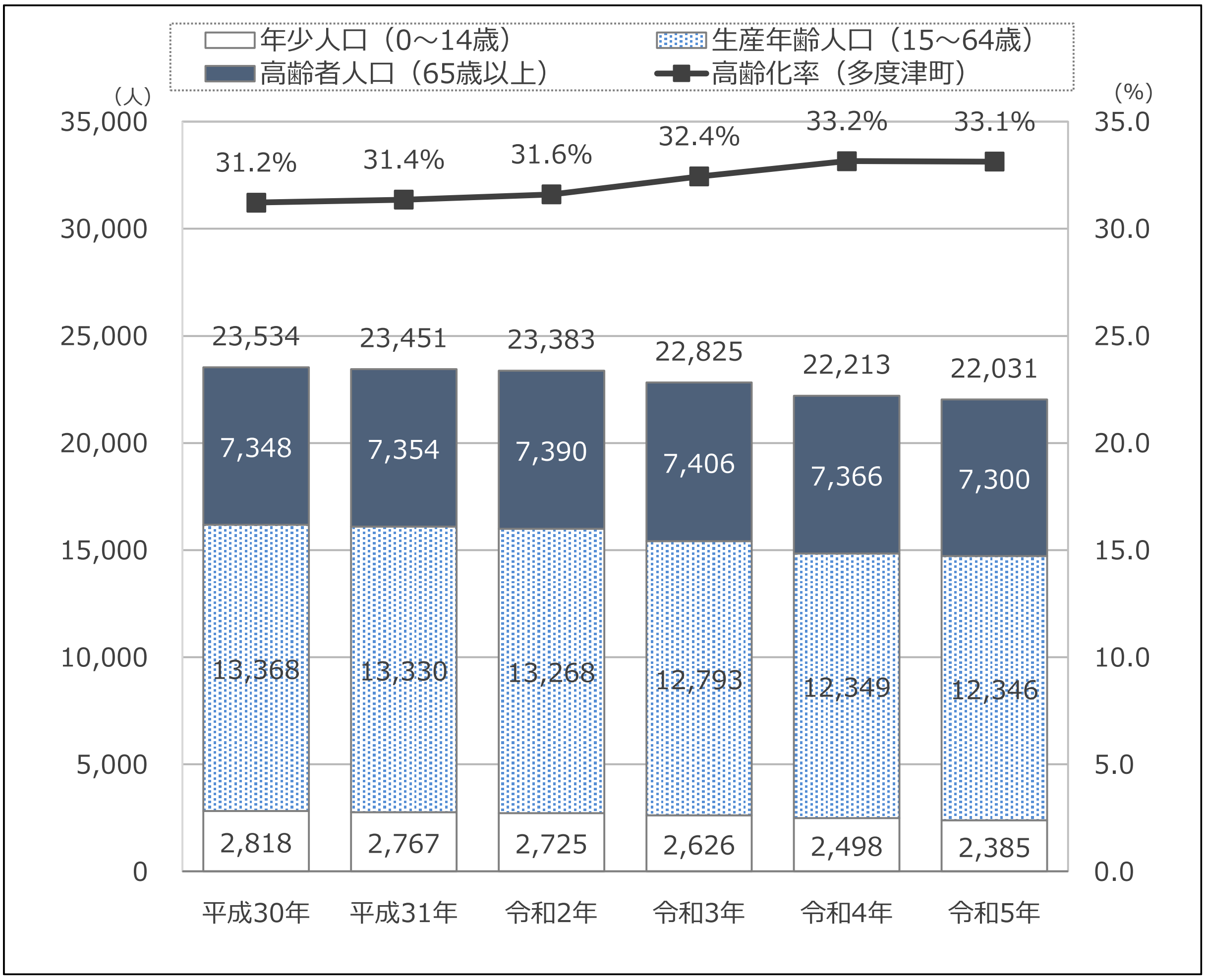

【資料】住民基本台帳（※各年３月末現在）

（２）障害者（児）等の状況

①身体障害者手帳所持者数の現状

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和５年３月末現在 817 人と、総人口の 3.7%となっており、うち 65 歳以上の高齢者が 634 人と、全体の 77.6%を占めています。

障害種別にみると、肢体不自由が 408 人（49.9%）と最も多く、次いで内部障害が 283 人（34.6%）となっています。また、重度障害者（１、２級）は 342 人で、全体の 41.9%を占めています。

■障害種別等級別身体障害者手帳所持者数の現状

（単位：人）

障害種別	年齢別	等級別						合計
		１級	２級	３級	４級	５級	６級	
視覚障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18～64歳	4	4	0	0	2	1	11
	65歳以上	12	11	3	3	6	5	40
	合計	17	15	3	3	8	6	52
聴覚･平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	1	1
	18～64歳	1	1	3	2	0	2	9
	65歳以上	1	12	9	12	0	18	52
	合計	2	13	12	14	0	21	62
音声･言語障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	1	1	3	0	0	5
	65歳以上	0	1	4	2	0	0	7
	合計	0	2	5	5	0	0	12
肢体不自由	18歳未満	4	1	0	0	0	0	5
	18～64歳	33	19	13	18	19	11	113
	65歳以上	32	55	62	102	25	14	290
	合計	69	75	75	120	44	25	408
内部障害	18歳未満	1	0	2	0	0	0	3
	18～64歳	24	0	3	8	0	0	35
	65歳以上	124	0	39	82	0	0	245
	合計	149	0	44	90	0	0	283
合計	18歳未満	6	1	2	0	0	1	10
	18～64歳	62	25	20	31	21	14	173
	65歳以上	169	79	117	201	31	37	634
	合計	237	105	139	232	52	52	817

【資料】健康福祉課（令和５年３月末現在）

②等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は平成 30 年から減少傾向にあります。

等級別に平成 30 年と令和 5 年を比較すると、いずれも減少傾向にあるが、特に４、５、６級は大きく減少しています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

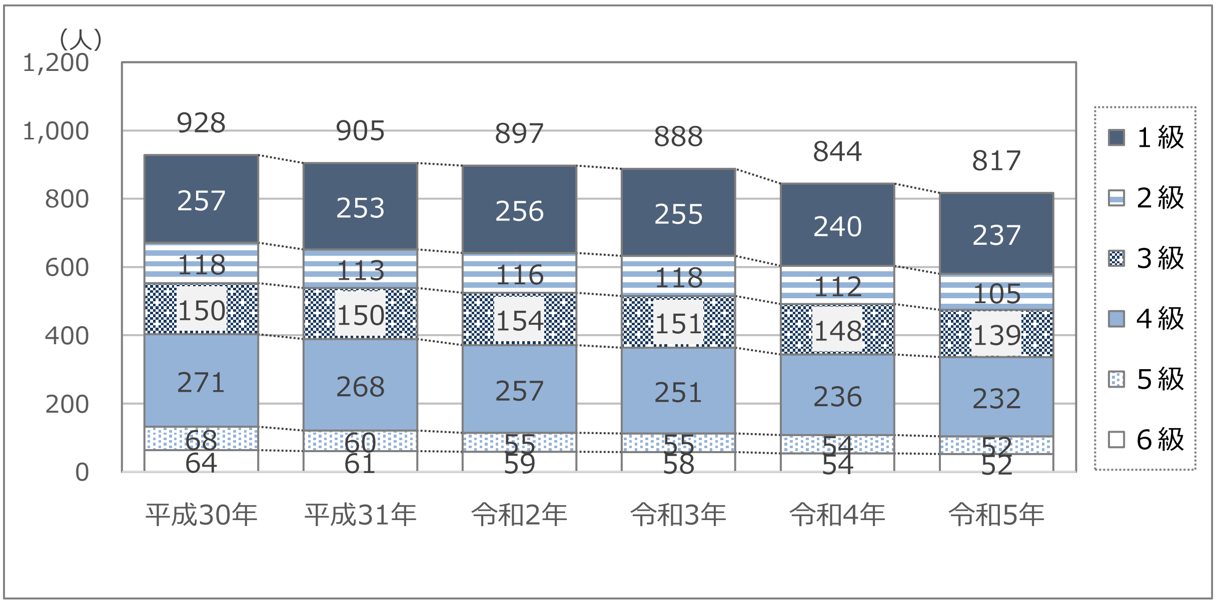

【資料】健康福祉課（各年３月末現在）

③療育手帳所持者数の現状

本町の療育手帳所持者数は、令和５年３月末現在 177 人と、総人口の 0.8％となっています。

等級別にみると、軽度（B）が 71 人で全体の 40.1％を占めています。

また、年齢階層別にみると、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者に比べて 18 歳未満の割合が高く（全体の 14.7％）、65 歳以上の割合は低く（全体の 6.2％）なっています。

■療育手帳所持者数の現状

（単位：人）

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
最重度（Ⓐ）	5	28	0	33
重度（A）	4	25	6	35
中度（Ⓑ）	4	30	4	38
軽度（B）	13	57	1	71
合計	26	140	11	177

【資料】健康福祉課（令和５年３月末現在）

④等級別療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は平成 30 年から令和 5 年まで、162 人から 179 人の間で推移しています。

等級別にみると、軽度（Ｂ）は増加傾向で、その他の等級は横ばい傾向で推移しています。

■等級別療育手帳所持者数の推移

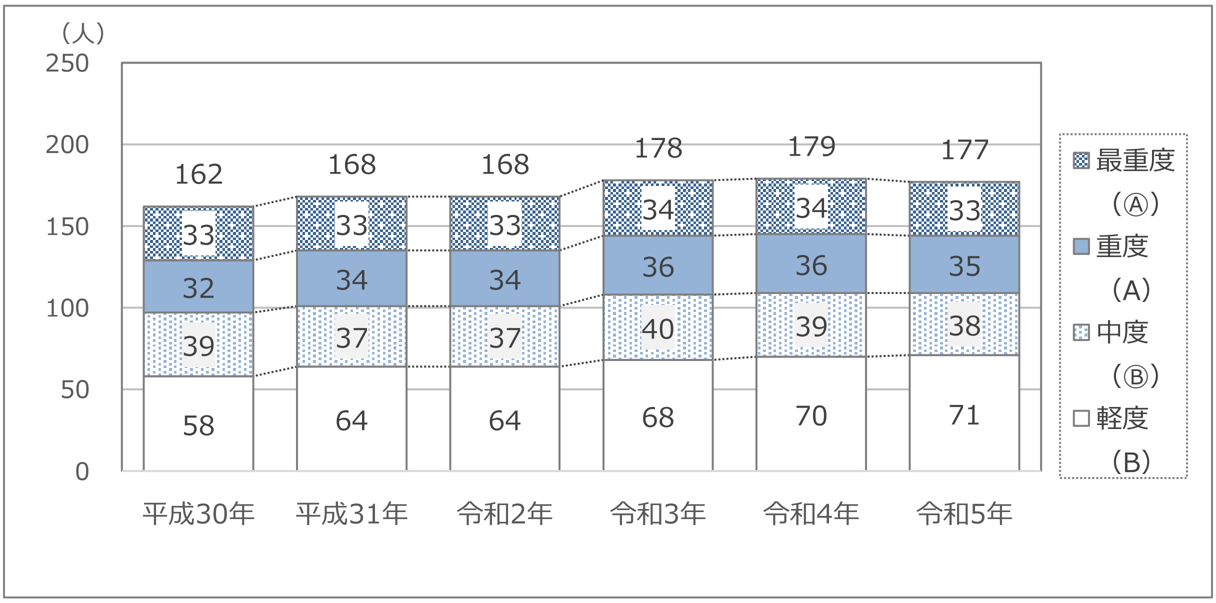

【資料】健康福祉課（各年３月末現在）

⑤精神障害者保健福祉手帳所持者数の現状

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和５年３月末現在 183 人と、総人口の 0.8％となっています。

等級別にみると、２級が 110 人で全体の 60.1％を占めています。

また、年齢階層別にみると、18～64 歳が 145 人と多く、全体の 79.2％を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の現状

（単位：人）

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	0	9	5	14
2級	2	81	27	110
3級	2	55	2	59
合計	4	145	34	183

【資料】健康福祉課（令和５年３月現在）

⑥等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 30 年から増加傾向にあります。

等級別に平成 30 年と令和 5 年を比較すると、特に２、３級は大きく増加しています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

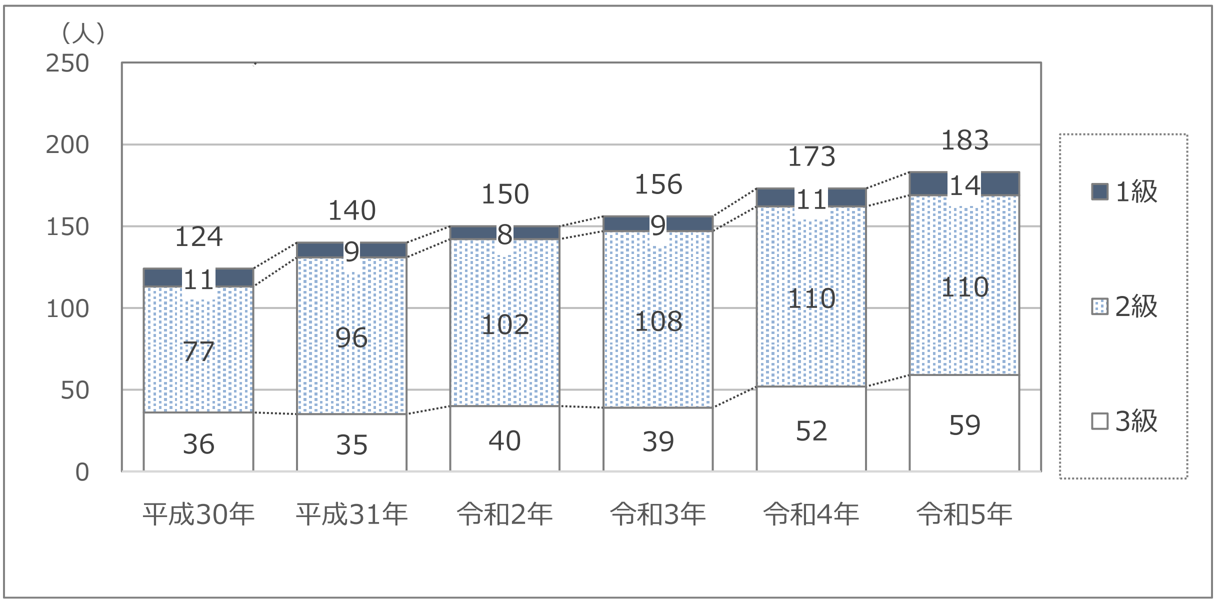

【資料】健康福祉課（各年３月末現在）

⑦年齢階層別自立支援医療（精神通院）制度利用者数の推移

本町の自立支援医療（精神通院）制度の利用者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と同様に平成 30 年から増加傾向にあります。

年齢階層別にみると、すべての年齢階層で増加傾向にあります。

■年齢階層別自立支援医療（精神通院）利用者数の推移

（単位：人）

区分	平成30年（2018年）	平成31年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）
18歳未満	3	8	11	15	14	14
18～64歳	206	210	230	245	256	258
65歳以上	39	49	54	66	68	75
合計	248	267	295	326	338	347

【資料】健康福祉課（各年３月末現在）

⑧難病患者等の状況

本町の難病患者数等は、指定難病医療受給者数は平成 30 年から増加傾向、小児慢性特定疾病医療給付受給者数は横ばい傾向で推移しています。

■難病患者等の推移

（単位：人）

	平成30年（2018年）	平成31年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）
指定難病医療受給者数	196	203	197	210	205	211
特定疾患医療受給者数	0	0	0	0	0	0
小児慢性特定疾病医療給付受給者数	19	18	21	21	19	20
合計	215	221	218	231	224	231

【資料】中讃保健福祉事務所（各年３月末現在）

⑨通院医療費公費負担の申請状況

本町の通院医療費公費負担の申請数は、育成医療（18 歳未満）は平成 30 年から横ばい傾向、更生医療（18 歳以上）と自立支援医療（精神通院医療）は増加傾向で推移しています。

■通院医療費公費負担の申請数の推移

（単位：人）

	平成30年（2018年）	平成31年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）
更生医療（18歳以上）	16	14	18	23	26	40
育成医療（18歳未満）	7	4	2	5	3	5
自立支援医療費（精神通院医療）	195	216	254	182	304	319
合計	218	234	274	210	333	364

【資料】健康福祉課（各年３月末現在）

（３）障害児の就学の状況

①特別支援学校の在籍状況

本町に住民票のある子どもの特別支援学校在籍状況は、以下のとおりです。

■特別支援学校の在籍状況

学校名＼区分	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
香川県立視覚支援学校	0	0	0	0	0	0
香川県立聴覚支援学校	0	0	0	0	0	0
香川県立高松支援学校	0	0	0	1	0	1
香川県立善通寺支援学校	0	3	4	2	0	9
香川県立香川東部支援学校	0	0	0	0	0	0
香川県立香川中部支援学校	0	0	0	0	0	0
香川県立香川丸亀支援学校	0	3	2	7	0	12
香川県立香川西部支援学校	0	0	0	0	0	0
香川大学教育学部附属特別支援学校	0	0	0	0	0	0

【資料】各特別支援学校（令和５年５月１日現在）

②町内の特別支援学級の学級数、在籍者数

町内の小・中学校に設置されている特別支援学級の状況は、以下のとおりです。

■特別支援学級の在籍状況

種別	小学校		中学校		合計	
	学級数（学級）	児童数（人）	学級数（学級）	児童数（人）	学級数（学級）	児童数（人）
合計	8	31	3	9	11	40
視覚障害	0	0	0	0	0	0
聴覚障害	1	2	0	0	1	2
知的障害	3	17	1	3	4	20
肢体不自由	1	1	0	0	1	1
病弱・身体虚弱	0	0	1	1	1	1
自閉症・情緒障害	3	11	1	5	4	16

【資料】教育総務課（令和５年５月１日現在）

③町内の通級指導教室の児童・生徒数

町内の小・中学校に設置されている通級指導教室を利用している児童・生徒数は、以下のとおりです。

■通級指導教室の利用状況

（単位：人）

	平成30年（2018年）	平成31年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）
児童・生徒数	16	16	16	18	21	22

【資料】教育総務課（令和５年５月１日現在）

（４）障害者の雇用・就業の状況

①企業における障害者雇用率

香川県内の従業員規模別の障害者雇用率をみると、1,000 人以上以外の規模の企業において、法定雇用率（2.3%）を下回っています。

■企業における障害者雇用率

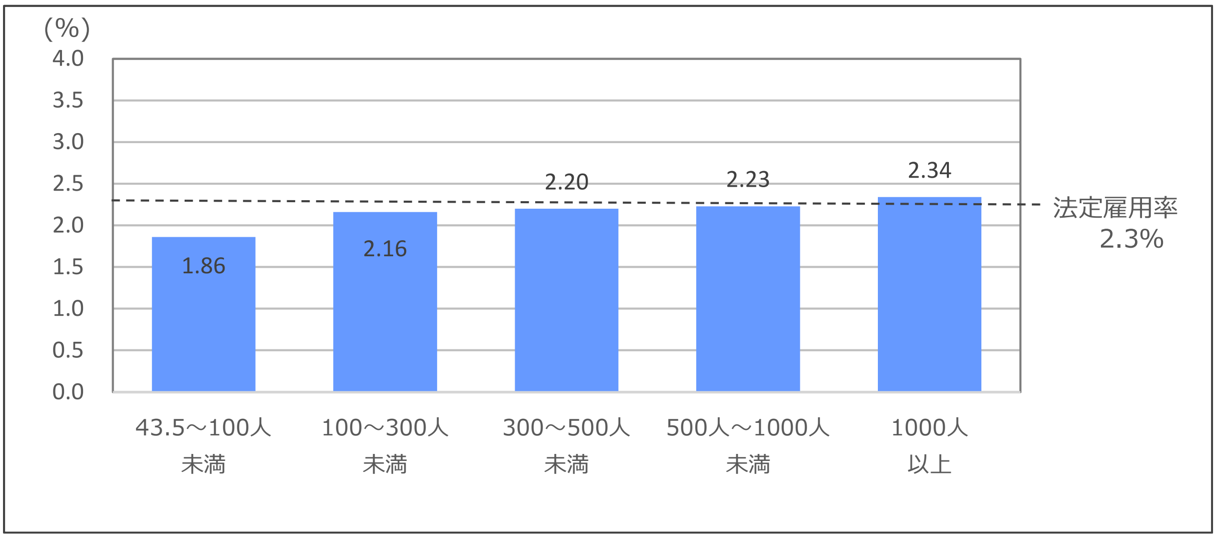

【資料】香川労働局（令和 4 年 6 月 1 日現在）

②町における障害者の雇用状況

本町の令和 5 年６月１日現在の、町における障害者雇用率は 3.61%となっており、法定雇用率を達成しています。

■町における障害者の雇用状況

部局	職員数（人）	対象職員数（人）	障害者数（人）	障害者雇用率（%）	法定雇用率（%）
多度津町役場（教育委員会含む）	296.5	249.5	9.0	3.61	2.6

【資料】町長公室（令和 5 年 6 月 1 日現在）

5　計画の方向性

（１）計画の基本的考え方

国は障害者基本計画(第５次)の中で、「障害者は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としています。その上で、国は障害者権利条約の理念に即した以下の障害者基本法の各基本原則等にのっとり、「当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施すること」としており、本計画もその原則にのっとり推進するものとします。

①地域社会における共生等

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。

「第５次多度津町障害者基本計画」についても、すべての障害のある人が基本的人権を享有する個人として、障害のない人と平等にその尊重が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図るため、障害者（児）施策を実施するものとします。

ア　社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図ります。

イ　障害のある人の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについての選択する機会の確保を図ります。

ウ　言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保を図ります。

エ　情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大を図ります。

②差別の禁止

障害者権利条約第５条において、障害に基づくあらゆる差別を禁止し、合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置をとることが求められており、障害者基本法第４条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることから、障害に基づく差別その他の権利、利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が義務となりました。

国においては、障害者差別解消法が制定され、法制的な整備が講じられていますが、今後、本町としても障害者差別解消法の実効性の確保に努めます。

③社会のあらゆる場面における利便性の向上

障害者基本法第２条においては、障害のある人を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害のある人が経験する困難や制限が個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害のある人の社会への参加を実質的なものとし、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があることから、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、利便性の向上の環境整備を図ります。

また、社会のあらゆる場面でＩＣＴ（情報通信技術）が浸透しつつあり、社会的障壁の除去の観点から、利活用のしやすさに配慮したＩＣＴを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進します。あわせて、社会のあらゆる場面における利便性の向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・住民団体等の取組を積極的に支援します。

④当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害のある人の尊厳、自立及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の緊密な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第２条の障害者の定義を踏まえ、展開する施策は、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられるとともに、直面するそのときどきの困難の解消だけに着目するのではなく、自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることや障害のある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援等に留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応します。

⑤障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害のある人一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障害者（児）施策は、その特性や状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

⑥障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害者権利条約第６条、第７条等の趣旨を踏まえ、障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえ、障害者（児）施策を推進します。

また、障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障害者（児）施策を推進します。

また、障害のある子どもは、成人の障害者とは異なる支援を行う必要性があることに留意するとともに、障害のある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していきます。

さらには、障害のある高齢者は、障害に加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置き、また、条約との整合性に留意して障害者（児）施策を推進します。

（２）町の現況・課題と施策の方向性

本町の現況と課題、町民の意向や制度改正等を踏まえ、施策の方向性を示します。

現況と課題、町民の意向

[障害当事者アンケート調査より]

◆必要とする介助・援助は、「外出(買い物、通院など)」、「洗濯・炊事などの家事」、「緊急時の避難」(いずれも3割以上)が多い。

◆住宅対策として町に望むことは、「住宅改修費の助成制度」(22.9%)が多い。

◆通学にあたり希望する支援は、「送迎など、通園・通学サポート」(50.0%)、「学習支援や介助など、園・学校生活サポート」(37.5%)が多い。

◆障害者の就労支援に必要なことは、「職場における障害者理解」(30.9%)が多い。

◆福祉や生活に関する相談体制として望むことは、「どんな時にどこに相談したらよいかわかるようにしてほしい」(45.8%)が多い。

◆充実してほしい福祉や生活に関する情報は、「福祉サービスの内容や利用方法に関する情報」、「困ったときの相談機関・場所の情報」(同率で 44.8%)が多い。

◆障害福祉サービスを利用しやすくするために希望することは、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」(46.5%)が多い。

◆避難行動要支援者避難支援制度の認知度は、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(61.1%)が多い。

◆日常生活における障害がある人への理解は、「まだ不十分」(36.5%)が多い。

◆重点的に進めるべき障害者施策は、「医療費負担の軽減(25.0%)」、「障害者に対する住民の理解促進(24.3%)」、「障害者を受け入れる職場の確保(16.0%)」が多い。

[事業所アンケート調査より]

◆多度津町に不足している地域資源(サービス)は、「障害福祉サービス(グループホームなど)」(53.7%)が多い。

◆他の事業所等と連携・協力の意向は、「連携・協力したい」(83.0%)が多い。

[障害福祉サービスの実績値より]

◆障害福祉サービス等の令和5(2023)年度の利用実績では「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」が見込みを上回る結果であった。

施策の方向性

◆地域生活への移行の促進

・国の成果目標に関する指針では、「施設入所者の地域生活の移行」や「障害のある人の重度化や高齢化・親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備やコーディネーターの配置」が掲げられています。

・障害のある人の入所施設等から地域生活への移行を促進するには、グループホームなどの住居の確保や収入の安定、緊急時の支援体制の構築が重要です。第6次障害福祉計画では、令和5年度の成果目標の一つとして「福祉施設入所者の地域生活への移行」を設定し、共同生活援助(グループホーム)では緩やかな増加を見込むなど整備を進めており、町福祉部局が行政機関の窓口的役割を担い、施設整備が円滑に進むよう支援を行います。

施策の方向性

・入所施設からの退所は、施設入所者の重度化・高齢化などによる入院・死亡が理由となる割合が年々高まっていく可能性もあり、さらなる地域移行の体制整備に努めます。
・地域への移行を希望しない人についても、入所・入院中から退所・退院に向けた意欲の喚起や適切な情報提供等を行うとともに、本人の意向に沿った移行支援を保健所や精神保健関係機関等と連携・強化を図り、包括的な支援に取り組みます。

◆自己決定の尊重と意思決定の支援

・意思の形成及び表明段階を含め、自ら意思を決定することに支援が必要な障害のある人等が、希望する暮らしや必要な障害福祉サービス・支援等が選択できるよう、意思決定を支援し、また自己決定権を尊重しながら、取組を進めます。

◆相談支援の充実

・地域移行を促進するためには、住まいの確保のみならず、日常生活支援の充実も重要です。障害のある人、又は障害児の保護者が、様々な障害福祉サービスを利用するに当たっては、まずは入り口として「相談」からはじまります。
・障害のある人の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて迅速な対応が図られるよう、近隣市町や関係機関と協同して働きかけを行いながら、相談支援事業所の拡充や相談支援専門員の確保、基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の構築に努めます。

◆就労支援・雇用の促進

・就労は、障害者の経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいの面においても、障害者の生活において重要な意義を持ちます。
・障害者の就労支援・雇用の促進は、国においても重要な取り組みとなっており、福祉施設から一般就労への移行に際しては、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築や、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターや地域の企業と協力し、広域的に雇用の促進に努めます。

◆社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上

・障害のある人は、その障害ゆえに生活に様々な困難を抱え、社会の様々な領域に存在する障壁がその人の生活を制限・制約します。この障壁は、ハード面だけでなく社会的な制度や人々の意識等のソフト面にも存在し、障害のある人の社会参加や安心した生活のためには、社会的な障壁の除去、障害者に対する理解啓発の取り組みを推進します。
・社会生活を送るうえで、必要な情報が得ることができることは生活の基盤でもあるため、障害の有無や程度にかかわらず、求める情報にすべての人がアクセスできるよう、情報提供手段の充実やコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に努めます。

◆障害児への支援体制の充実

・障害児の特性に配慮し、ライフステージに沿った一貫した支援が行われるよう、障害児の相談支援体制の構築をはじめサービス提供体制の充実を図ります。
・療育支援の場や、学齢期の障害児の居場所、医療的ケアの必要な重症心身障害児への支援についても、関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の確保に努めます。

（３）基本理念

多度津町は、「一人ひとりの生き方を大切に、ともに生きる」をキーワードに、障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての町民がいきいきと、安心して暮らせる社会づくりを推進してきました。

この基本理念は、「第１次多度津町障害者基本計画」の基本理念である「一人ひとりの生き方を大切にするまち、ともに生きる町づくりをめざして」を踏襲したもので、具体的には「一人ひとりが尊重しあい、支えあうこと」、「一人ひとりが自分の生き方を選べること」、「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れること」を意味しています。

また、第７次多度津町総合計画では、「町民の幸福度向上（案)」及び「共につくり、共に進める、持続可能なまちづくり（案)」を基本理念として、また、障害者（児）や高齢者等の分野別政策として「誰もが健やかにいきいきと暮らせる環境づくり（案)」を設定しています。

障害の有無や、年齢・状態等の違いにかかわらず、多度津町のすべての町民が、幸福度を高めていけるように、地域でともに暮らしながら、手助けを必要としている方への地域でのサポートに努めることが重要になっています。

本計画においても、「第１次多度津町障害者基本計画」の基本理念を踏襲するとともに、「第７次多度津町総合計画」の基本理念等を踏まえ、「一人ひとりの生き方を大切に、すべての町民とともに幸せを実感できるまち　たどつ」を基本理念とし、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を積極的に推進するものとします。

一人ひとりの生き方を大切に、
すべての町民とともに幸せを実感できるまち
たどつ

「一人ひとりが尊重しあい、支えあう」

障害の有無にかかわらず、すべての町民がお互いに人権を尊重し、地域で助けあい、支えあうまち

「一人ひとりが自分の生き方を選べる」

すべての障害者（児）が、自分の望む生き方を、主体的に選び、決めることができるまち

「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる」

すべての障害者（児）が、自分の個性を発揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送れるまち

（４）基本方針

基本理念に基づき、次の９つの基本方針を定め、施策を推進します。

基本方針１　啓発・広報の推進、行政等における配慮の充実

障害の有無にかかわらず、地域でともに生きる「ノーマライゼーション」の理念や、障害のある人が、社会的・職業的・医学的に地位や権利、役割や生活の質などの回復・確保をめざす「リハビリテーション」の概念は、本町においては、まだ十分に浸透していない状況にあります。

家庭、地域、学校や会社などあらゆるところで、子どもから大人まで、すべての町民が互いに尊重しあい、障害への正しい理解を深め、あらゆる差別や偏見の解消を図るため、これからも様々な媒体を活用し、また、多様な機会を通じて、積極的に啓発活動を推進していきます。

さらに、障害者（児）がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害のある人の特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、行政機関の窓口等における障害者（児）への配慮を徹底します。

基本方針２　差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法の趣旨に沿って、関係機関等と連携を図りつつ、障害者差別の解消に向けた取組を実施します。

また、障害者の自己選択や自己決定を尊重しながらも、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度の利用を支援するとともに、市民後見人の養成のための取組を推進していきます。

また、障害者虐待防止法の適正な運用により虐待防止を推進するとともに、権利侵害の防止や被害者の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組みます。

基本方針３　保健・医療の充実

障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療育を図るとともに、障害者の心身の健康の維持・増進及び回復を図るため、関係機関との連携を密にしながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療及び医学的リハビリテーション等の的確な提供に努め、障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めます。さらに、地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を検討します。

基本方針４　教育・育成の充実

障害のある子どもが地域でともに学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

障害の有無にかかわらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限りともに教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障害のある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた適切な教育支援等を受けられるように取り組みます。

基本方針５　雇用・就業の確保、経済的自立の支援

障害のある人が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るために重要です。

働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するよう努めます。

また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により、経済的自立を支援します。

基本方針６　生活支援サービスの充実

障害のある人が、住み慣れた地域でいきいきと生活するためには、障害者や介護者が、必要とするサービスを自ら選択し、それぞれの生活スタイルにあわせて有効に利用できるように支援する必要があります。

自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を目指します。

また、障害の有無にかかわらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害のある人の地域移行を一層推進し、必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めます。

さらに、障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上と利用支援に取り組みます。

基本方針７　生活環境の整備及び防災・防犯対策の確立

障害のある人が、地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害のある人を取り巻く住環境の整備、移動しやすい環境の整備、利便性に配慮した施設等の普及促進、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、生活環境における社会的障壁の除去を進め、利便性の向上を推進します。

また、障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災の取組を推進します。

さらに、犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

基本方針８　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

デジタル社会において、情報の発信・取得方法が多様化していることを踏まえ、障害のある人が生活上必要な情報や様々な活動に参加するための情報を取得・利用しやすい環境の向上に努めます。

また、意思疎通支援については、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し意思表示や意思疎通を行うことができるように、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等、情報の利用における利便性の向上を推進します。

基本方針９　学習・スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

スポーツやレクリエーション、文化活動などへの参加は、地域で暮らす障害のある人にとって、社会参加、リハビリテーションのみならず健康の維持・増進、余暇の充実等の機会であり、また、生きがいや仲間との触れ合いの場として必要です。

生涯学習活動への参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにするとともに、町民の障害のある人への理解と認識を深め、自立と社会参加の促進に寄与するものとします。

また、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

（５）施策の体系

<table>
<tr><td rowspan="18">第2章
第5次多度津町
障害者基本計画</td><th>基本方針</th><th>基本施策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1 啓発・広報の推進、行政等における配慮の充実</td><td>(1)啓発・広報活動の推進</td></tr>
<tr><td>(2)相互理解と交流の促進</td></tr>
<tr><td>(3)相互援助活動の促進</td></tr>
<tr><td>(4)情報提供・相談体制の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td><td>(1)人権・権利擁護の推進</td></tr>
<tr><td>(2)虐待の防止</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 保健・医療の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4 教育・育成の充実</td><td>(1)障害児支援の充実</td></tr>
<tr><td>(2)早期療育の充実</td></tr>
<tr><td>(3)学校教育の充実</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 雇用・就業の確保、経済的自立の支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6 生活支援サービスの充実</td><td>(1)新しい制度の円滑な導入</td></tr>
<tr><td>(2)在宅生活への支援の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7 生活環境の整備及び防災・防犯対策の確立</td><td>(1)生活環境の整備</td></tr>
<tr><td>(2)防災・防犯対策の確立</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 学習・スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進</td></tr>
<tr><td rowspan="9">第3章
第7次多度津町
障害福祉計画</td><td colspan="2">1 第7次障害福祉計画の基本方針</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 障害福祉サービス等の全体像</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 成果目標(令和8年度末の目標)の設定</td></tr>
<tr><td rowspan="6">4 活動指標の設定</td><td>(1)訪問系サービス</td></tr>
<tr><td>(2)日中活動系サービス</td></tr>
<tr><td>(3)居住系サービス</td></tr>
<tr><td>(4)相談支援</td></tr>
<tr><td>(5)地域生活支援事業</td></tr>
<tr><td>(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第4章
第3次多度津町
障害児福祉計画</td><td colspan="2">1 障害児支援の提供体制の確保に関する基本方針</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 成果目標(令和8年度末の目標)の設定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3 活動指標の設定</td><td>(1)障害児通所支援等</td></tr>
<tr><td>(2)発達障害者に対する支援</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第5章
計画の推進</td><td colspan="2">1 ニーズの把握</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 関係機関・地域住民との連携強化</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 適切なサービスの提供</td></tr>
<tr><td colspan="2">4 計画の進行管理</td></tr>
</table>

第２章　第５次多度津町障害者基本計画

基本方針１　啓発・広報の推進、行政等における配慮の充実

１－（１）啓発・広報の推進、行政等における配慮の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域において自分らしく生活を営むためには、障害や障害のある人に対する地域住民の理解が欠かせません。町民一人ひとりがお互いの特性や多様性を認め合い、地域社会への参加を制約されることのない共生社会の構築が必要です。

そのような中、障害のある人やその家族が運営・参加している各種団体の活動は、自立と地域社会への参加を進める上で重要な役割を担っています。今後もこれらの団体の活動が活発に行われるよう、各種団体の育成と団体相互の交流活動を支援します。

【施策展開の方向】

①啓発・広報活動の推進

障害のある人もない人もともに自分らしく生活し、ともに地域において活動する「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図るため、町のホームページや広報等による「障害者差別解消法」に関する啓発を行い、理解の促進を図ります。

②障害者団体、家族会等への支援

「多度津町身体障害者の会」や「手をつなぐ育成会」をはじめとする障害者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。また、未加入者への加入促進にも取り組みます。

③広聴活動の充実

町のホームページに本計画に関する問い合わせ先を記載し、障害のある人のニーズを把握し、施策への反映を図ります。

１－（２）相互理解と交流の促進

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、障害についての理解を深めるためには、多くの人とふれあう交流の場や障害に関することを学ぶ機会をもつことが必要です。また、地域社会に参加することで、障害のある人もない人も自身の生活や心を豊かにするだけでなく、お互いの理解を深める機会となります。

地域での交流の場、文化・スポーツ活動の場など、参加できる活動の情報を収集・周知し、日常的に交流を深める機会を増やしていくことが課題です。

【施策展開の方向】

①障害者交流事業等の充実

子どもから高齢者、障害のある人ない人、みんなが参加し、各種の催し物や体験等を通してお互いの理解を深めることを目的とした機会や交流の場の提供を推進します。

②交流及び共同学習の推進

障害のある子どもとない子どもがお互いを理解し、ともに助け合うことは、子どもたちの自立や社会参加を促進するとともに、将来の共生社会を築くうえでも、とても重要なことです。そのため、障害の有無にかかわらず、子どもたちがふれあいながら、一緒に活動できる学習の場の提供を推進します。

③職員に対する研修の実施

障害者福祉も含めた人権全般に関する研修を継続して実施するとともに、香川県市町職員研修センターや住民環境課人権係、人権政策推進幹事会等と連携し、職員一人ひとりが人権について理解を深める機会を増やせるよう努めます。

１－（３）相互援助活動の促進

【現状と課題】

障害のある人が住みなれた地域で生活するには、地域住民や支援する関係者の協力も必要不可欠です。

町では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の協力を得ながら、障害者や高齢者の日常生活を身近に見守り、支えあうまちづくりを目指しています。

障害の有無にかかわらず、すべての人が地域社会に参加し、共通の認識を持ち、お互いの理解を深めながら障害者福祉を推進していくことが課題です。

【施策展開の方向】

①地域福祉の課題の把握

障害者団体や自治会などからの意見や要望を通じて、障害者が地域で抱える課題を把握し、関係機関と連携して解決策を検討します。

②地域福祉サポートシステムの構築

地域で抱える課題のうち、地域住民や組織だけでは解決困難な事案について、町や関係機関が地域と協力して改善を図れるよう、連絡・連携体制の整備を図ります。

③ボランティア活動の普及推進

障害のある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立を支援します。

１－（４）情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

障害のある人が入手する情報は、町役場や病院、相談支援事業所から提供されるものが大きな割合を占めています。そのため、これらの窓口への周知の徹底や情報の共有を図り、必要な情報を必要な人に提供できる体制づくりが重要です。今後は、一人ひとりの状況に配慮し、その人に応じた情報の提供がスムーズに行えるよう関係機関と連携し、情報提供方法を充実していくことが課題です。

また、障害のある人がトラブルに巻き込まれることを未然に防ぎ、問題を早期に解決するためには、悩みを気軽に話すことができる相談窓口が必要です。「障害者相談員制度」では、一人ひとりの相談に応じ、その人に必要な支援を行っていますが、その相談員の確保が今後の課題です。

【施策展開の方向】

①広報活動の充実

町の広報紙やホームページの充実を図り、障害のある人にも配慮した手法も検討しながら、各種行事・イベントの開催時に周知を行うなど、さまざまな媒体や機会をとらえて情報提供に努めます。

②相談支援事業の充実

障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための総合的な支援の充実を図ります。

また、さまざまなニーズに対応できるよう近隣市町や関係機関と連携し、モニタリング検証や各専門員研修への協力支援など、相談支援事業所と相談支援専門員の拡充を図ります。

③相談機能の充実

地域の気軽な相談窓口として、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、専門家によるひきこもり相談等による相談体制の充実を図ります。

④プライバシーの確保

健康福祉課窓口に複数の相談室を設け、プライバシーに配慮した応対やそのための相談場所の確保などに努めます。

⑤苦情解決体制の充実

福祉サービスに関する苦情の適切な解決のため、相談支援専門員や中讃西部圏域自立支援協議会との連携による情報共有や、サービス提供事業者に対して、サービスに関する苦情処理の第三者委員会を設置するよう促すなど、苦情解決体制の充実を図ります。

⑥相談体制の充実

「障害者相談員制度」を引き続き、町の事業として実施し、障害のある人が抱えるさまざまな問題の解決に努めます。また、相談支援専門員対応の障害者生活相談や社会福祉協議会による弁護士対応の相談など、専門的な問題の対応も含め相談体制の更なる充実を図ります。

基本方針２　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

２－（１）人権・権利擁護の推進

【現状と課題】

平成 28 年（2016 年）に施行された「障害者差別解消法」は、障害のある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、行政機関や事業者に「合理的配慮の提供」を求めています。この法の理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し、社会的障壁のない共生社会の実現に向けて推進する必要があります。また、令和６年（2024 年）４月から改正障害者差別解消法が施行されるため、より一層の町内事業者に対する啓発が必要となります。

また、障害のある人の金銭管理や法律行為を代理する「成年後見制度」などを活用することも有効です。相談窓口の充実、制度の利用促進を図りながら、障害のある人の人権・権利擁護に向けた体制づくりをさらに推進することが必要です。

【施策展開の方向】

①権利擁護・差別解消の推進

本人の権利が擁護され、地域で安心して暮らせるよう関係機関と権利擁護に関する実務者会で協議を行うなど連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。また、行政機関や事業者に「障害者差別解消法」の普及・啓発に努めます。

②行政機関における配慮の充実

町の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため、より一層の理解の促進が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害の特性、コミュニケーションに困難を抱える障害や、複合的に困難な状況に置かれた障害者に求められる合理的配慮を含めた必要な配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底に努めます。

③成年後見制度利用支援事業の充実

判断能力等に不安を抱える障害のある人や高齢者が、地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉協議会等と連携を図りながら、中核機関としての機能を持つ「成年後見支援センターたどつ」において制度に関する相談や周知・広報、成年後見人への支援、市民後見人の養成に取り組むなど、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

④制度の啓発・周知

「多度津町成年後見制度利用支援事業」や社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」の周知・普及と利用促進を図るため、町の広報やホームページ、

社協だよりなどで制度の啓発・周知を行い、障害のある人の人権・権利擁護に努めます。

２－（２）虐待の防止

【現状と課題】

障害者への虐待は、家族の介護疲れ等により家庭内で起きやすいこと、コミュニケーションが苦手であるといった障害の特性等のため発見が難しいことから、虐待防止体制を整備するとともに、周囲の理解を得るための周知が必要です。

障害のある方が地域で安心して生活を送ることができるよう、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適切な運用等の取組を進めていくことが重要です。

【施策展開の方向】

①虐待の防止及び早期発見の推進

障害者差別解消地域協議会での虐待に関する情報共有や、県障害福祉相談所や関係市町などの関係機関との連携をより一層深め、児童や高齢者、障害のある人等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。

基本方針３　保健・医療の充実

【現状と課題】

障害のある人が障害の特性やライフステージに応じた必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーション等をいつでも安心して受けることができるよう、身近な地域における保健・医療提供体制の充実を図るとともに、障害の重度化・重複化の予防やその対応に留意することが重要です。

町内の障害のある人へのアンケート調査によると、現在受けている医療的ケアについて「定期的に通院して診療・医療処置・カウンセリング等を受けている」と答えた方が半数近くなっており、また、今後重点的に取り組むべき施策について「医療負担の軽減」と答えた方が最も多くなっていることから、心身の障害の軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障害のある人に対する保健・医療の充実を図ります。

【施策展開の方向】

①健康づくりの推進

生涯にわたる健康的な生活の実現に向けて、一人ひとりの障害の特性や状態に応じた支援を図り、町民と行政、関係団体が連携し一体となって健康づくりの推進に努めます。

②生活習慣病予防知識の普及・啓発

その人らしく地域で過ごせるように、様々な機会や媒体を利用し、生活習慣病予防や健康の保持増進に関する知識の普及啓発に努めます。

③成人健康相談の充実

障害の程度や病態別により、個別相談体制の充実に努め、一人ひとりが抱える不安の解消や生活習慣の見直しを支援します。

④予防接種の推進

障害の程度や病態別により、一人ひとりの状況に応じた調整を図るとともに、長期療養児（者）が安全に定期予防接種ワクチンを接種できるよう、主治医等との連携に努めながら感染症の予防に努めます。

⑤妊娠の届け出及び母子健康手帳の交付

安心・安全に妊娠期を過ごせるよう早期妊娠届出の啓発や電子申請（予約制）により母子健康手帳を交付するとともに、妊婦へのアンケートによる悩み事の確認や必要に応じた個別面談を実施します。また、安心して安全な出産を迎えられるよう専門職による個別支援・指導の充実に努めます。

⑥妊婦健康診査の充実

妊娠中の異常の早期発見や妊婦の健康の保持増進に努めるとともに、妊娠期に胎児の異常が発見された場合は、妊娠期から子育て期まで関係機関と連携し、安心して出産・育児ができるよう支援体制の充実に努めます。

⑦乳幼児健康診査の充実

乳児、１歳６か月児、３歳児、５歳児を対象に健康診査を行い、専門職によるスクリーニングの精度の向上を図るとともに、発達の遅れがあるなど気になる乳幼児を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切な時期に適切な支援につなげる体制の強化に努めます。

⑧乳幼児相談の充実

児童心理司や言語聴覚士、臨床心理士等専門職による発達の気になる乳幼児や保護者に対し、個人のプライバシーに十分配慮した個別相談体制の充実に努めます。

⑨自立支援医療制度の推進（更生医療・育成医療）

心身の障害を除去、軽減するための医療について、その自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。

⑩重度心身障害者（児）医療費支給制度の推進

重度心身障害者の福祉の増進とその家族の経済的負担を軽減するため、医療の給付に係る一部負担金について助成を行っていきます。

⑪障害者診療体制の整備促進

障害のある人に身近な診療体制が提供されるよう、関係機関と協議しながら保健・医療・福祉のネットワークづくりに努めます。また、効果的な医療機関情報の提供方法について検討します。

基本方針４　教育・育成の充実

４－（１）障害児支援の充実

【現状と課題】

障害児の支援ニーズも多様化しており、障害特性に応じたきめ細かい支援を行うことができるよう、関係機関の連携を進め、保育所、幼稚園、学校等を通じた、発達段階に応じたとぎれのない支援体制の一層の強化が重要となります。

通所支援については、事業所の拡充により利用日数が増加していますが、各事業所で提供されるサービスの質の向上と均一化を図ることが課題です。また、医療的ケアが必要な障害のある児童を受け入れることができる事業所の整備および関係機関との協議の場を設けることが必要です。

今後も、放課後や長期休暇中の子どもたちの居場所づくりが課題となっており、利用者のニーズに沿った事業所等の整備・充実を図ることが必要です。

【施策展開の方向】

①サービス利用者への周知

利用者がサービスを利用する際に混乱しないよう、療育に関する制度の概要や手続きについて詳細な説明を行います。また、医療的ケア児に対しては、中讃西部地域自立支援協議会と連携し、「医療的ケア部会」などの近隣市町との協議の場で情報共有を図りながら、利用者ニーズの把握に努めます。

②障害児通所事業所の整備

障害児通所事業所については、利用者が必要とするサービスの質・量を十分に確保できるよう、各事業所の情報収集に努めます。また、事業所が町内に1箇所あるが、中讃西部圏域全体では障害児通所事業所の社会資源が不足しているため、今後も設立については積極的に支援を行います。

４－（２）早期療育の充実

【現状と課題】

2021 年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法)」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施することが地方公共団体の責務とされました。こうした支援を必要とする子どもや子育てに不安を抱える家族の心情に寄り添いつつ、多様化するニーズを踏まえ、関係機関が連携の上、個々の子どもの状態やライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組む必要があります。

町では１歳６か月児健診や３歳児健診、５歳児健診において、発達が気になる・発達に遅れがあるなど早期に療育など支援が必要と思われるケースについては、個別相談や療育相談など、適切な時期に適切な支援につなげるよう努めています。

定住自立圏域（丸亀市・善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町）における子育て環境の充実を図るため、発達に遅れのある子どもとその保護者や保育士・教員等向けの勉強会・研修会が開催されており、保育所等に周知を行い、参加を呼びかけています。

【施策展開の方向】

①相談・支援体制の充実

障害のある子どもの保護者に対して、地区担当保健師及び子育て世代包括支援センタースタッフなどによる面接、電話、家庭訪問等による個別対応による相談・支援体制の充実を図ります。

②関係機関との連携

医療機関をはじめ関係機関と情報共有・連携を図りながら、乳幼児健診後も子ども相談等発達相談の紹介や精密検査の受診勧奨など継続してアフターフォローの充実に努めます。

③保育士研修の充実

引き続き、定住自立圏域内での連携強化と情報共有を図りながら、勉強会や研修会への参加を促します。

④就学相談の充実

子どもの障害の早期発見に努め、多度津町特別支援連絡会でのケース会の実施など、関係機関と情報交換を密にしながら就学相談を行います。

４－（３）学校教育の充実

【現状と課題】

障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを構築することが重要です。

啓発・広報活動により、教職員だけでなく、保護者にも発達障害についての知識や特別支援教育についての理解が進み、幼稚園や保育所の段階から適切な支援を受け、小学校への円滑な引き継ぎに至るケースが増えています。

特別支援学級への適切な就学をはじめ、特別支援教育支援員による個別の支援や、通級指導による通常学級に在籍する特別支援を要する子どもへの対応等も拡充しています。

今後も、子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援の更なる拡充のため、教材や機器の一層の充実、教職員の育成、人材の確保等に努めます。

【施策展開の方向】

①特別支援学級の指導の充実

関係機関と連携を図りながら、特別支援学級に在籍する児童の障害の程度や特性に応じた特別な教育課程を編成し、教育内容のさらなる充実を図るとともに、特別支援教育支援員の配置による適切な支援や、ケース会、各年齢での検診等を通して、子どもの状況を把握し適切な学びの場を選択できるよう努めます。

②設備の充実と教育機器の導入

教育機器、訓練機器等について、支援に適したアプリを使うなど、ＰＣを効果的に活用しながら、障害の種類や程度に応じた支援を行い、教育効果の一層の向上に努めます。また、特別支援連絡会等の支援の在り方等の協議の場で、機器等に関する情報交換や機器の紹介も行えるよう努めます。

③相談体制の充実

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを適切に配置し、家庭及び保育所・幼稚園・小学校・中学校との連携を密にし、子育てや子どもの発達に関する相談や就学の関する相談体制の強化や情報共有を図るともに、スクールソーシャルワーカーがケース会や就学時健康診断などに参加し、専門的な見地から話をするとともに、保護者への橋渡しとなるように努めます。

④特別支援教育研修の充実

幼稚園・小・中学校の教職員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、実施している基礎研修（講師派遣による講演等）や専門研修（特別支

援学級または通級による指導の授業参観）について、特別支援コーディネーターの協力を得ながらより多くの職員が参加できるよう、周知・啓発を図ります。

⑤通級による指導の充実

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもに対して、自校通級や巡回指導の拡充に努めます。

⑥支援体制の充実

特別支援教育の中核となる「特別支援教育コーディネーター」を各園校に配置し、障害のある子どものニーズに対応するために、一人ひとりの目標や支援計画に基づいた支援員等の配置に努めます。また、家庭・保育所・幼稚園・小学校・中学校をはじめ、生活を送る場所が変わっても、きめ細やかで連続性のある支援を切れ目なく円滑に移行できるよう各機関が連携できる体制の構築を図ります。

⑦特別支援連絡会の実施

町内の幼稚園、保育所、小学校、中学校の特別支援教育担当者による定例会やケース会等により、幼稚園や保育所から小学校へ、また小学校から中学校への円滑な進学や支援体制の継続に努めるとともに、多度津町特別支援連絡会において各施設の特別支援教育担当者と連携を強化し、就学に向けた支援体制の構築を図ります。

基本方針５　雇用・就業の確保、経済的自立の支援

【現状と課題】

就労は、障害のある人の経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいの面においても、障害のある人の生活において重要な意義を持ちます。

国においては、障害者雇用促進法の改正に伴い、民間企業等が守るべき障害者の法定雇用率が令和６年４月から 2.5%に引き上げられるなど、障害のある人の活躍の場の創出が社会全体で求められています。

一方で、障害のある人の就労には、障害の特性や職場の状況により、雇用の場が制限されるとともに、長期の雇用につながりにくいという実態があります。

町内の障害のある人へのアンケート調査によると、障害者のある人の就労支援に必要なことについて「職場における障害者理解」や「給料の充実」といった回答が多いことから、雇用主や従業員などへの障害者雇用に関する理解の啓発や、民間企業等への就労機会や１人ひとりの障害の特性や能力に寄り添った多様な就労の場の確保などの雇用機会の拡大、さらには福祉的就労などにおける工賃の向上など障害がある人が働き続けるための取り組みが求められています。

【施策展開の方向】

①公共職業安定所等との連携

公共職業安定所等と連携して、障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を図ります。

②多様な就労の場の確保

一般就労が困難な人の働く場を確保するため、就労継続支援事業所など多様な就労の場の確保に努めます。

③職場定着の促進

平成 30 年（2018 年）4 月から施行される「就労定着支援事業」に基づき、障害のある人の生活面の課題を把握するとともに、課題解決に向けて必要となる支援に努めます。

基本方針６　生活支援サービスの充実

６－（１）新しい制度の円滑な導入

【現状と課題】
利用者等に新しい制度の内容説明を行っていますが、制度の内容が複雑で、利用者等がきちんと理解したうえでサービスを利用できているか疑問が残ることもあり、今後は、障害を持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う「就労選択支援」などの新制度の創設にあたり、利用者等に対する制度説明の創意工夫に努め、サービス内容を理解したうえでスムーズに利用できるよう、十分に制度の周知を図ります。

【施策展開の方向】

①町民への周知

新しい制度やサービス等については、さまざまな媒体や機会を利用して、利用者の正しい理解に資するよう、町民に周知するとともに、町健康福祉課の窓口をはじめ、町で開催している障害に関する無料相談においても、サービスの種類や申請手続きなどの説明に努めます。

②適切なサービスの提供

相談支援専門員やサービス提供事業者などの関係機関が連携を密にし、利用者や介護者が最も必要としているサービスの組み合わせを検討・提供することで、利用者の生活の質の向上と、介護者の負担軽減を図ります。

③地域移行・定着者や初めてサービスを利用する人への支援

地域生活に移行する人や地域生活の継続をめざす人、初めてサービスを利用する人に対しては、相談支援専門員によるケアマネジメントにより、制度やサービスの説明を行ったうえでサービス利用計画を作成し、定期的に利用者やサービス提供事業者から利用状況を聞き取りながら、適時サービスの見直しを行うなど、きめ細やかな対応が継続できるよう、相談支援専門員との連携の強化に努めます。

６－（２）在宅生活への支援の充実

【現状と課題】

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が地域で安心して生活できるよう支援を行っています。また、本町単独の事業として、「障害者（児）福祉年金」の支給や「香川県心身障害者扶養共済」加入者への掛金助成など、上乗せ支援も行っています。

これらの制度について、今後も制度の適切な運用を図るとともに、本町単独の制度については、その確保・充実に努めます。

【施策展開の方向】

①サービスの充実

障害者総合支援法に基づき、障害のある人の特性や実態に応じて、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）や補装具費等の円滑な提供と支給等を図るとともに、地域生活支援事業である移動支援事業、日中一時支援事業の提供や日常生活用具給付の充実に努めます。

②ニーズの把握

障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、本町単独の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していきます。地域生活支援事業については、近隣市町と連携し、地域の利用者のニーズに応じた柔軟な運用を図ります。また、経済的な町独自の上乗せ支援事業も継続実施に努めます。

<主な在宅生活支援サービス>

対象			名称	概要	障害者総合支援法の摘要
身体	知的	精神			
○	○	○	居宅介護	在宅障害者に食事・洗濯・掃除・排泄等、日常生活全般にわたる支援を行います。	自立支援給付
○	○	○	短期入所	短期入所施設等において日常生活上の支援を行います。	自立支援給付
○			補装具費の給付	身体機能を補完するために体に装着する補装具の購入・修理の費用を支給します。	自立支援給付
○	○	○	移動支援	社会参加や余暇活動等のための外出の際に、移動援助等の支援を行います。	地域生活支援事業
○	○	○	日中一時支援	日中活動の場を提供します。	地域生活支援事業
○	○		日常生活用具の給付	障害者の日常生活の便宜を図るために必要な日常生活用具の購入費用を給付します。	地域生活支援事業
○	○	○	障害年金	国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく支給を行います。	
○	○	○	町障害者（児）福祉年金	各手帳保持者に年額 6,000 円～20,000 円を支給します。	
○	○	○	特別障害者手当等	所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当を支給します。	
○	○	○	香川県心身障害者扶養共済制度	保護者が亡くなった後の障害者に年金を終身支給します。 ※町では1口目の掛金の2分の1を助成	
○	○	○	その他（経済的な負担の軽減）	所得税、住民税の障害者控除等 公共交通運賃、公共施設入園料の割引等	

基本方針７　生活環境の整備及び防災・防犯対策の確立

７－（１）生活環境の整備

【現状と課題】

障害のある人が安全で快適に生活ができる地域は、すべての町民にとっても生活がしやすい地域だといえます。日常生活のさまざまな場面で、障害のない人では気づくことのない「障壁」を取り除き、障害のある人が安心して生活できる環境を整備することが必要です。そのため、地域住民や関係機関と協働し、安心・安全で住みよいまちづくりを推進していくことが重要です。

また、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、環境の整備を促進する必要があります。

【施策展開の方向】

①公共施設や歩道等の整備

公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、フラッシュライトによる火災警報装置や避難誘導灯等の整備を推奨するなど、合理的配慮を促進する整備や改善に努めます。

②サービスの効果的な提供

障害のある人が、安心して外出や余暇活動に参加できるよう、移動支援サービスを効果的に提供します。また、意思疎通手段が限定される障害者に対しては、通訳者を積極的に派遣するなど、ソフト面においても充実した支援ができるよう、近隣市町と連携し、各種研修や養成事業への協力に努めます。

③ユニバーサルデザインの推進

障害のある人に対してだけでなく、すべての人々があらゆる場面で、お互いに助け合い協力し合える心を育てるために、「ユニバーサルデザイン」の考えの普及啓発に努め、誰もが快適に生活できるまちづくりを推進します。

④企業への啓発

企業等に対し、車イスなどの支援器具が利用しやすい環境づくりやバリアフリー化などの啓発を行い、障害のある人への合理的配慮を促します。また、令和６年４月の民間事業者の「合理的配慮」の義務化に伴い、町内事業者に対するさらなる周知に努めます。

⑤サービス提供事業所の整備

障害のある人が必要とするサービスを十分に受けられるよう、中讃西部地域自立支援協議会内で関係機関や近隣市町と連携しながら、事業所の整備・充実に努めるとともに、圏域内の事業所の必要な情報が共有できるよう「施設部会」の活動再開に向けた協議を推進します。

７－（２）防災・防犯対策の確立

【現状と課題】

安心して安全に生活できる地域づくりを進めるうえで、防災・防犯対策、交通安全対策などは欠かすことのできない課題です。障害のある人は、災害等の緊急事態発生時にはその行動に多くの困難や物理的な障壁が伴います。

南海トラフを震源とする大規模地震等の災害が想定される中、本町においても、障害者等の要配慮者（避難行動要支援者）の被災、避難時の支援が大きな課題です。避難行動要支援者名簿を利活用しながら関係機関等と情報共有や連携に努め、多度津町地域防災計画との整合を図り、避難所等における合理的配慮の提供を推進するとともに、避難所の機能拡充を進めます。

また、障害のある人が事故や犯罪、悪徳商法などのトラブルに巻き込まれないよう、関係機関と連携し、防犯体制を強化することも課題です。

【施策展開の方向】

①防災意識の啓発

ハザードマップ等を利用した「マイタイムライン」の作成を推進することで、町民の防災知識を深めるとともに、障害者や高齢者などの要配慮者に対する支援等について啓発に努めます。また、町総合防災訓練や町広報誌等を通じて、要配慮者を含めた地域全体での防災意識の向上を図ります。

②地域防災計画の推進

「多度津町地域防災計画」に基づき、「避難行動要支援者名簿」登録者の「個別避難計画」の作成を促進するとともに、避難支援等関係者や地域の住民と連携し、要配慮者の避難支援等の体制整備に努めます。

③災害に強いまちづくりの推進

地域防災力の向上を目的に、防災に関する講習会や総合防災訓練を開催し、防災士等の防災に携わる人材の育成に取り組み、自主防災組織の地区防災計画の作成や設立等を促進するとともに、官民連携による要支援者の支援体制の構築を図ります。

④地域における防犯推進体制の整備

自治会や民生委員・児童委員をはじめ、地域のことを把握している各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、障害者に対する地域での援助体制づくりや防犯知識の普及に努めます。

⑤犯罪情報・防犯情報の収集と提供

警察や関係機関と連携し、犯罪及び防犯に関する情報の収集・周知を図ることで、要配慮者を含めた地域での防犯意識の高揚に努めます。

⑥交通安全の呼びかけ

交通事故を防止するため、関係団体と連携し、街頭キャンペーンやパトロールなどの啓発活動を継続して実施し、交通施策に伴う交通弱者への配慮等、町民の交通安全への意識の高揚を図ります。

⑦消費生活トラブルに関する対応

高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、令和４年度に設置された「かがわ消費者見守りネットワーク連絡会議」に町職員が参加し、関係機関と連携し、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。

基本方針８　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【現状と課題】

国においては 2022 年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行されました。この法律に基づき、障害のある人が必要な情報に円滑に取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるように、広報や啓発パンフレットの制作などの情報提供の取り組みに加えて、ＩＣＴ技術を活用した新たな情報提供手段の充実など様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進させていくことが重要です。

また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や支援機器の提供などの取組を通じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。

【施策展開の方向】

①情報アクセシビリティの向上

障害のある人が当たり前の日常生活を送り、生活の質の向上を図るために必要な情報が手軽に入手できるよう、相談・情報提供の体制づくりに努めるとともに、情報提供にあたっては、ＩＣＴ技術なども活用した新たな手段を模索・充実していきます。

②意思疎通支援の充実

引き続き、手話奉仕員養成研修事業を継続していくとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う意思疎通支援事業についても、有効な周知・啓発方法を検討しながら対策を講じていきます。また、町役場における手話通訳者等の配置の必要性も、合理的配慮の観点等を踏まえて検討します。

基本方針９　学習・スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

【現状と課題】

本町では、多度津町身体障害者の会によるスポーツ大会（ふれあいスポーツ祭り）を近隣市町と合同で開催するなど、障害のある人のスポーツ活動を積極的に支援していますが、会員数の減少や高齢化等の課題もあり、障害のある人の学習やスポーツ活動の機会は、十分とは言えません。

特に、スポーツ・レクリエーション活動に際しては、一人ひとりの健康状態や体力、障害の程度に合ったプログラムや専門的な指導者の確保も必要です。

今後も、県内で行われる障害者スポーツ大会や文化活動について周知を行い、多くの参加者を募りながら、文化・スポーツの振興を図っていくことが課題です。

【施策展開の方向】

①身体障害者スポーツ大会への支援

身体障害者協会によるスポーツ大会を通じて、障害のある人がスポーツを楽しむ機会を確保するとともに、他の地域の人との交流の場となるよう引き続き支援をします。

②香川県障害者スポーツ大会への参加

町内の障害のある人に積極的に参加を呼びかけ、スポーツを通じて交流を図り、社会参加を促進します。

③文化活動の成果発表の場の拡大

障害者団体や施設利用者などの文化活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、イベント等の開催を支援します。

④スポーツ・レクリエーション活動の促進

障害の有無にかかわらず、町主催のスポーツイベント（黄金クラブ・ねんりんピック）への参加の促進を図るとともに、町内の事業所の活動について、事業所間で利用者同士のスポーツを通じた交流の促進に努めます。

第３章　第７次多度津町障害福祉計画

１　第７次障害福祉計画の基本方針

国の基本指針及び障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次の７つの基本方針に基づいて推進します。

（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮します。そして、障害のある人が必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

（２）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービス等の対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）及び難病患者等であって 18 歳以上の者並びに障害児とし、障害福祉サービスの地域格差をなくし、居住地域にかかわらず一定の支援が受けられるよう体制の整備を図ります。

また、障害のある人の高齢化や重度化に対応できるよう、医療と福祉や、近隣市町との連携を強化し、医療的ケアに対応可能な事業所の誘導についても図っていきます。

（３）就労支援等の充実

障害のある人の地域における自立を支援するため、雇用・就労の支援に向けた取組を推進します。福祉施設から一般就労への移行に際しては、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。

また、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターや地域の企業と協力し、広域的に雇用の促進に努めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等の取組に取り組むとともに、本町の地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要であり、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられることが重要なため、障害児の特性に配慮し、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援が行われるよう、障害児の相談支援体制の構築をはじめサービス提供体制の充実を図ります。

また、療育支援の場や、学齢期の障害児の居場所、医療的ケアの必要な重症心身障害児への支援についても、関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の確保に努めます。

（６）障害福祉人材の確保・定着

障害福祉人材を確保するためには、新規就業を進めるための福祉職に関する理解の促進や必要な研修の実施、福祉教育の充実を図るとともに、新規参入を促進するためのきっかけづくりやマッチング支援等の取組を推進していきます。

また、人材の定着に向けては、障害福祉の職に就いた方が、職務に誇りとやりがいを持てるよう、職員の負担軽減を図るなどの業務改善やワークライフバランスや心身の健康への配慮など働きやすい環境の整備、さらには職員の処遇改善や事業者の経営改善のための取組を推進していきます。

（７）障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要であり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障害者が文化芸術を鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れ文化的な活動を受けることのできる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

２　障害福祉サービス等の全体像

障害者・障害児への支援体系には、障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスがあり、障害者総合支援法のもとでは自立支援給付、地域生活支援事業が、児童福祉法のもとでは障害児通所給付、障害児相談支援給付がそれぞれ提供されています。

<障害者･障害児への支援体系>

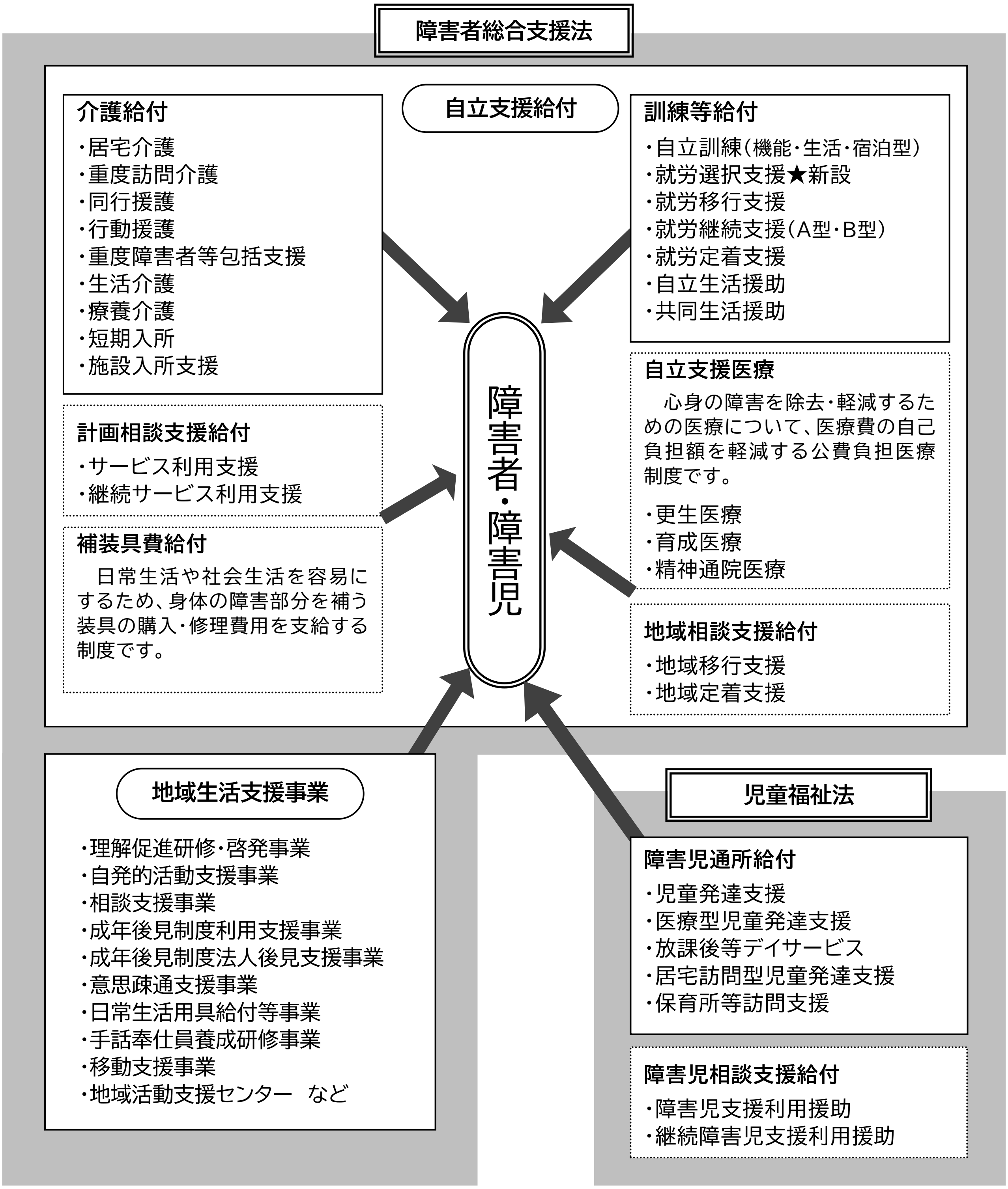

３　成果目標（令和８年度末の目標）の設定

前計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和５（2023）年度までの成果目標を設定しました。

新しい国の基本指針では、７つの成果目標設定が求められており、本計画ではこれまでの実績と本町の実状を踏まえ、新たに令和８（2026）年度末までの数値目標を設定することとします。※数値は四捨五入で算出しています。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和５年度末までに施設入所者１人を地域生活へ移行することを目標としていましたが、令和４年度末までの地域生活移行者数は０人となっています。

本計画では、令和８年度末の施設入所者数を、令和４年度末の施設入所者数と比べて、削減数より増加数が１名上回ると見込んでおり、令和５年度から令和８年度までの累計で、１人（令和４年度末の施設入所者の 4.5％）が地域生活に移行することを目指します。

また、新たに町内に共同生活援助の事業所が開所予定のため、町民のニーズに寄り添い、地域移行につながる可能性を拡げる取り組みを行います。

地域生活への移行には、住居の確保や収入の安定、緊急時の支援体制構築など、クリアすべき課題が多くあり、関係機関が責任を持ってそれぞれの役割を担うことが重要です。本町においても福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整など、行政が担うべき役割を確実に実践することで、地域移行を促進します。

また、地域生活へ移行した障害者が安心して生活していくためには、町民や民生委員の理解と協力、また関係機関の支援が不可欠であることから、本町が中心となって関係する多くの人・機関との連携強化を図り、包括的な支援に努めます。

＜数値目標1＞福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画の実績	令和4年度末現在の施設入所者数	22 人
	令和4年度末までの地域生活移行者数※1	0 人
本計画の目標値	令和8年度末の施設入所者数	23 人
	令和8年度末までの削減数	-1 人
	令和8年度末までの地域生活移行者数※1	1 人

※1　地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点がグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

前計画では、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、圏域単位で保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催することを目標とし、自立支援協議会内の精神保健福祉部会内に協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、協議を重ねてきました。

本計画においても、引き続き、自立支援協議会内の精神保健福祉部会内で地域アセスメントを行い、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

＜数値目標２＞精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
前計画の実績	令和５年度における保健･医療･福祉関係者による協議の場の設置	1か所
本計画の目標値	令和８年度における保健･医療･福祉関係者による協議の場の設置	1か所

（３）地域生活支援拠点等の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を有した地域生活支援拠点等を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められています。

前計画では、地域生活支援拠点の機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを目標とし、令和４年度に中讃圏域の各市町において「障害者等緊急対応事業」の実施要綱を改正し、緊急時に事業所での受け入れに加え、障害者等の居宅においても利用できるよう整備を行いました。

本計画では、地域生活支援拠点等の整備について、中讃西部地域の市町、障害福祉関連事業所、特別支援学校等の関係機関で構成される中讃西部地域自立支援協議会において検討しており、今後も現状の体制を維持しながら、毎月１回地域生活支援拠点等の取り組み（相談、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）の運用状況の検証及び検討を行います。

また、強度行動障害を有する者への支援体制の整備については、香川県が障害福祉サービス事業所等の支援者を対象とした「強度行動障害支援者養成研修」を実施しており、本町においても中讃西部地域内の関係機関と情報共有しながら、支援に取り組んでいけるよう協議の場を設置することを目標とします。

＜数値目標3＞地域生活支援の充実		
前計画の実績	令和５年度における地域生活支援拠点数	1か所
本計画の目標値	令和８年度における地域生活支援拠点数	1か所
	地域生活支援拠点の運用状況の検証及び改善検討	12回／年
	支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無	有
	強度行動障害を有する者への支援体制の整備の有無【新規】	1か所

（４）福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和５年度における一般就労移行者数の目標を１人と設定していましたが、令和３年度の一般就労移行者数は０人となっています。

本計画では、国の基本指針に基づき、令和８年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数を令和３年度実績の 1.28 倍以上（１人）にすることを基本とします。令和８年度における就労移行支援事業及び就労継続支援Ａ型利用者は各１人の一般就労移行者を見込んでおり、就労継続支Ｂ型利用者は利用者のニーズに合わせて、就労継続支援Ａ型に移行できるよう支援していきます。

また、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所（１か所）のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上（１か所）にすることを基本にします。

＜数値目標4＞福祉施設から一般就労への移行		
前計画の実績	令和3年度の一般就労移行者数(就労移行支援事業)	０人
	令和3年度の一般就労移行者数(就労継続支援A型)	０人
	令和3年度の一般就労移行者数(就労継続支援B型)	０人
	令和4年度末の就労移行支援事業所数	1か所
本計画の目標値	令和8年度の一般就労移行者数(就労移行支援事業)	１人
	令和8年度の一般就労移行者数(就労継続支援A型)	１人
	令和8年度の一般就労移行者数(就労継続支援B型)	０人
	令和8年度末の一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数	1か所
	令和8年度末の一般就労移行者の割合が5割以上の割合	100%

②就労定着支援事業の利用者数

前計画では、令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業の利用者数の目標を１人と設定していましたが、令和３年度末の利用者数は０人となっています。

本計画では、国の基本指針に基づき、令和８年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和３年度実績の 1.41 倍以上（１人）とすることを基本とします。

就労定着支援事業は平成 30 年度に新設されて以来、本町における利用者はいませんが、一般就労後の利用者のニーズに合わせて、必要な支援につながるよう取り組みます。

＜数値目標5＞就労定着支援事業の利用者数		
前計画の実績	令和3年度の就労定着支援事業利用者数	0人
本計画の目標値	令和8年度の就労定着支援事業利用者数	1人

（５）相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。中讃西部地域自立支援協議会において、相談支援事業所の拡充や相談支援専門員の確保のため、協同して働きかけを行うとともに、相談支援体制づくりの構築に努めます。

②地域の相談支援体制の強化

中讃西部地域自立支援協議会において、各市町単位でモニタリング検証を実施することで、相談員との連携を強化し、身近な相談支援体制の充実を図ります。

また、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置については、地域生活支援拠点等とも関連するため、中讃西部地域自立支援協議会において、協議を重ねながら推進します。

＜数値目標6＞相談支援体制の充実・強化等		
前計画の実績	令和３年度末の障害者相談支援事業を実施する事業所の設置数	1か所
	令和5年度における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に係る協議の場の数	1か所
本計画の目標値	令和8年度末の障害者相談支援事業を実施する事業所の設置数	1か所
	令和8年度における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	3件
	令和8年度における相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件
	令和8年度における相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回
	令和8年度における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に係る協議の場の数	1か所

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努めることを基本とします。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

③指導監査結果の関係市町村との共有

本町が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を関係自治体と共有する体制をとることを基本とします。

＜数値目標7＞障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
本計画の目標値	令和8年度末の障害福祉サービス等に係る各種研修への職員参加人数	1人
	令和8年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を共有する体制の有無	有
	令和8年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有の実施回数	1回

４　活動指標の設定

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における活動指標（各種サービス事業量等）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和５年度は、令和５年９月までの実績に基づく見込値です。

（１）訪問系サービス

①居宅介護

【対象者】

障害支援区分※が区分１以上である者

【サービス内容】

居宅介護の支給が必要と判断された障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数（人／月）	22	22	23	25	25	25
利用時間（時間／月）	328	336	345	355	355	355

★サービス見込量の単位

人　／月：1か月あたりの利用人数

時間／月：1か月あたりの利用時間（時間＝人×1人あたり平均利用時間）

人日／月：1か月あたりの利用日数（人日＝人×1人あたり平均利用日数）

※障害支援区分の定義（障害者総合支援法第4条第4項）

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいいます。

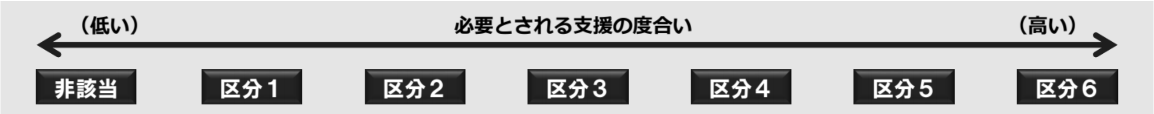

（出典）厚生労働省

②重度訪問介護

【対象者】

障害支援区分が区分４以上で、かつ重度の肢体不自由又は強度の行動障害のある者

【サービス内容】

在宅障害者に食事・洗濯・掃除・排せつ等、日常生活全般にわたる支援及び外出時の介護等を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数（人／月）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間／月）	0	0	0	15	15	15

③同行援護

【対象者】

一定以上の視覚障害のある者

【サービス内容】

視覚障害者が外出する際に、移動援助等の支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数（人／月）	3	3	3	4	4	4
利用時間（時間／月）	92	100	105	120	120	120

④行動援護

【対象者】

障害支援区分が区分３以上で強度の行動障害のある者

【サービス内容】

強度行動障害のある者が外出する際に、移動援助等の支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	0	0	0
利用時間 （時間／月）	0	0	0	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

【対象者】

障害支援区分が区分６以上で意思疎通が困難である者のうち、重度の身体障害又は強度の行動障害のある者

【サービス内容】

在宅障害者が必要とする日常生活上の複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	0	0	0
利用時間 （時間／月）	0	0	0	0	0	0

【訪問系サービスの計画値の考え方】

○在宅障害者が安定して自宅生活を継続できるようにするとともに、今後も近年と同等以上のサービス量の増加が予想されることから、介護保険と連携を図りながら、利用者・家族の年齢、世帯構成等も勘案して見込量を算出しています。

【訪問系サービスの計画値確保の方策】

○相談支援事業所及びサービス事業所と情報を共有し、常に利用者を含めた家族の生活状況等の把握に努め、必要な支援や情報提供を行います。

○新規利用者に対して適切なサービス量を確保するため、サービス事業所の支援内容や対応の可否等について、関係機関と連携し情報収集に努めます。

（２）日中活動系サービス

①生活介護

【対象者】

地域や施設で安定した生活を営むために常時介護が必要である者のうち、障害支援区分が一定以上である者

【サービス内容】

障害者支援施設等において日常生活上の支援を行うほか、創作的活動・生産活動等の機会を提供します。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 （人／月）	53	54	56	58	58	58
利用日数 （人日／月）	1,128	1,147	1,189	1,231	1,231	1,231

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【対象者】

施設・病院からの退所・退院者のうち、日常生活を営む上で身体機能や生活能力の維持・向上が必要な障害者

【サービス内容】

障害者支援施設等において、自立可能な生活能力等を取得するための訓練や、生活に関する相談対応等を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練(機能訓練)						
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	1	1
利用日数 （人日／月）	0	0	0	20	20	20
自立訓練(生活訓練)						
利用者数 （人／月）	0	0	1	1	1	1
利用日数 （人日／月）	0	0	20	20	20	20

③就労選択支援【新規】

【対象者】

就労系障害福祉サービスを利用する意向のある障害者（就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。）

【サービス内容】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／月)	−	−	−	−	1	1
利用日数 (人日／月)	−	−	−	−	20	20

④就労移行支援

【対象者】

就労希望者のうち、単独で通常の事業所に就労することが困難な 65 歳未満の者等

【サービス内容】

生産活動・職場体験等の機会の提供及び就労に必要な知識・能力向上のための訓練や求職支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／月)	1	1	2	2	2	2
利用日数 (人日／月)	16	18	36	36	36	36

⑤就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

【対象者】

通常の事業所に雇用されることが困難な者のうち、福祉就労の継続が可能な者等

【サービス内容】

生産活動の機会の提供及び就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労継続支援(A 型)						
利用者数 (人／月)	8	8	15	17	17	17
利用日数 (人日／月)	113	118	221	255	255	255
就労継続支援(B 型)						
利用者数 (人／月)	34	35	44	46	48	50
利用日数 (人日／月)	526	526	661	691	721	751

⑥就労定着支援

【対象者】

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

【サービス内容】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0

⑦療養介護

【対象者】

　病院において長期入院による医療ケア及び常時介護を必要とする重度心身障害者

【サービス内容】

　病院等において医学的管理下における介護や日常生活上の支援を行うほか、療養介護医療を提供します。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数(人／月)	8	8	8	8	8	8

⑧短期入所（医療型・福祉型）

【対象者】

　障害支援区分が区分１以上である者等

【サービス内容】

　短期入所施設等において日常生活上の支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
短期入所(医療型)						
利用者数(人／月)	0	0	0	0	0	0
利用日数(人日／月)	0	0	0	0	0	0
短期入所(福祉型)						
利用者数(人／月)	8	8	9	10	10	10
利用日数(人日／月)	32	34	38	42	42	42

【日中活動系サービスの計画値の考え方】

○就労系のサービスは、地域移行を目指す利用者や特別支援学校の卒業者等、毎年度新規利用者がいることから、近年と同等以上の利用者数の増加を見込んでいます。なお、就労移行支援の利用者数については、近年の利用ニーズをふまえつつも大きな増加は見込めないため、令和５年度と同数の利用継続があるものと見込んでいます。

○生活介護は、特別支援学校の卒業者や新規の施設入所者の利用などを勘案して増加を見込んでいます。

○短期入所（福祉型）は、ふだんと違う環境で生活することに慣れるための訓練として、定期的に利用する人が増えています。短期入所（福祉型）を利用されている方に加えて、現在利用していない生活介護利用者も見込んで算出しています。医療型については、今後も需要がないものと見込んでいるが、利用者のニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

【日中活動系サービスの計画値確保の方策】

○利用者の自立や社会参加を促進するため、利用者のニーズや状態等に適したサービスの提供に努めます。

○近年、町内及び中讃圏域内において、サービス提供事業所が増えていることもあり、新しい事業所の情報を利用者に伝えることで選択の幅を広げ、利用者が希望するサービスを提供できるよう支援します。

○障害者就労施設で就労する障害者や、在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため「障害者優先調達推進法」が施行されています。本町においても、毎年度物品調達方針を定め、障害者就労施設等への物品発注を積極的に行うほか、関係機関に対しても活用を呼び掛けるなど、周知・啓発に努めます。

（３）居住系サービス

①自立生活援助

【対象者】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

【サービス内容】

施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0

②共同生活援助（グループホーム）

【対象者】

地域で共同生活を営むことを希望する者等（介護サービスを利用する場合は障害支援区分の認定が必要）

【サービス内容】

共同生活を営む者に対し、主に夜間において日常生活上の支援や、生活に関する相談対応等を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／月)	20	20	22	22	23	24
重度障害者の 利用者数 (人／月)	7	7	7	7	7	7

③施設入所支援

【対象者】

生活介護を利用している者、又は自立訓練・就労支援を利用している者のうち、入所しながら訓練を受けることが必要かつ効果的な者等

【サービス内容】

施設入所者に対し、主に夜間において日常生活上の支援や、生活に関する相談対応等を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数（人／月）	22	23	23	23	23	23

【居住系サービスの計画値の考え方】

○障害者や介護者の高齢化等により、グループホームや施設での生活を希望する人が年々増加傾向にありますが、施設数を考慮して大幅な増加は見込めないため、直近の利用者数から微増を見込んでいます。

【居住系サービスの計画値確保の方策】

○グループホームや入所施設の需要が高まる中、町内においてもグループホームが２か所開設されており、将来的にもう１か所開設予定となっています。引き続き、国・県の制度の利用や、施設整備にあたって必要となる行政手続について、健康福祉課が行政機関の窓口的役割を担うことで、施設整備が円滑に進むよう事業所に対する支援を行います。

（４）相談支援

①計画相談支援

【対象者】

障害福祉サービスを利用している者又は新たに利用を希望する者等

【サービス内容】

サービス等利用計画に関する相談・作成のほか、利用者からの相談対応等、適切なサービス利用に関する全般的な支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 （人／月）	128	130	130	135	135	135

②地域移行支援

【対象者】

障害福祉施設や保護・矯正施設等の入所者、精神科病院入院者のうち、地域生活へ移行するために支援が必要と認められる者

【サービス内容】

入所・入院から地域生活へ移行する際の生活に関する相談対応や、住居の確保、サービスの体験利用などの支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	0	0	0

③地域定着支援

【対象者】

地域生活を営む障害者のうち、単身等の理由で緊急時に家族等からの支援が見込めない者

【サービス内容】

利用者と常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談及び必要な支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0

【相談支援の計画値の考え方】

○計画相談支援は、各サービスにおいて今後も利用者数が増加傾向にあるため、同様の利用量を見込んでいます。地域移行支援及び地域定着支援については、今後も需要がないものと見込んでいるが、利用者のニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

【相談支援の計画値確保の方策】

○近年、サービス利用者数は増加する一方で、相談支援専門員の人材不足は深刻化しているため、各相談員の負担が大きくなっています。中讃西部地域自立支援協議会において、圏域内の相談支援体制を充実させるため、関係機関と密に連携し、支援員の人材確保や育成に努めます。

（５）地域生活支援事業

本町では、障害者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

①理解促進・研修啓発事業

【対象者】

地域住民等

【サービス内容】

地域住民等に対して、障害者への理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

②自発的活動支援事業

【対象者】

障害者やその家族、地域住民や団体

【サービス内容】

障害者の自立生活を実現するために、障害者や家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

③相談支援事業

③-1 障害者相談支援事業

【対象者】

障害者やその家族等

【サービス内容】

障害福祉全般に関する相談対応や福祉サービスの利用援助、就労に関する支援、権利擁護のための援助等を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
委託 事業所数	2	2	2	2	2	2

③-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

【対象者】

障害福祉関係機関等

【サービス内容】

地域の相談支援事業の中核的役割を担い、相談支援事業者間の連絡調整や、障害福祉関係機関の連携支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
か所	0	0	0	0	0	1

③-3 住宅入居等支援事業

【対象者】

一般住宅への入居を希望する障害者のうち、保証人がいない等の理由により入居が困難な者

【サービス内容】

不動産業者等との入居契約手続の支援や、利用者が生活する上で必要な支援を受けられるよう関係機関と調整を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 （人／年）	0	0	0	0	0	1

④成年後見制度利用支援事業

【対象者】

障害や高齢により物事の判断が不十分な者のうち、成年後見制度の利用が有用であると認められた者

【サービス内容】

町長の成年後見審判申立費用及び成年後見人等の報酬に対する助成を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用件数 (件/年)	3	1	2	2	2	2

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【対象者】

法人後見業務を実施している団体や実施を予定している団体等

【サービス内容】

法人後見実施（予定）団体等に対して、法人後見業務を適正に行えるよう、研修会の実施や支援体制の整備を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用件数 (件/年)	0	0	0	0	0	1

⑥意思疎通支援事業

⑥-1 手話通訳者派遣事業

【対象者】

聴覚障害・言語障害等により意思疎通を図ることが困難である者

【サービス内容】

聴覚障害者等がコミュニケーションを円滑に行うために、手話により会話をすることができる手話通訳者を派遣します。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用件数(件/年)	0	1	2	2	2	2

⑥-2 要約筆記者派遣事業

【対象者】

聴覚障害・言語障害等により意思疎通を図ることが困難である者

【サービス内容】

聴覚障害者等がコミュニケーションを円滑に行う、あるいは会議等の内容を理解するために、話された内容を要約して文字にすることで聴覚障害者等へ伝えることのできる要約筆記者を派遣します。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用件数(件/年)	0	0	0	0	0	1

⑦日常生活用具給付等事業

【対象者】

日常生活用具を必要とする障害者のうち、各用具の給付要件を満たす者

【サービス内容】

障害者の日常生活の便宜を図るために必要な日常生活用具の購入費用を給付します。

【サービス見込量】

区分	単位	前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
介護・訓練支援用具	（件/年）	1	1	2	2	2	2
自立生活支援用具	（件/年）	4	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	（件/年）	4	4	5	5	5	5
情報・意志疎通支援用具	（件/年）	7	6	5	7	7	7
排泄管理支援用具	（件/年）	382	720	800	900	900	900
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	（件/年）	0	1	2	1	1	1
合計	（件/年）	398	732	815	916	916	916

⑧手話奉仕員養成研修事業

【対象者】

町内に住所を有し、町長が適当と認めた者

【サービス内容】

平成 26 年度より多度津町を含め県内 8 市 9 町が公益社団法人香川県聴覚障害者協会へ委託し、共同で手話奉仕員養成講座を開催しています。

【サービス見込量】

単位	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
利用者数（人/年）	3	4	1	3	3	3

⑨移動支援事業

【対象者】

外出時等の移動に支援が必要と認められた者

【サービス内容】

社会参加や余暇活動等のための外出の際に、移動援助等の支援を行います。

【サービス見込量】

単位	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
利用者数（人/年）	26	28	30	35	35	35
延べ利用時間数（時間/年）	1,171	1,255	1,300	1,400	1,400	1,400

⑩地域活動支援センター

【対象者】

日常生活を営む上で支援が必要と認められた者

【サービス内容】

障害者支援施設等において、創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流を促進するための事業を実施します。

【サービス見込量】

区分	単位	前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
地域活動支援センターⅠ型	か所	3	3	3	3	3	3
	（人/日）	3	3	4	4	4	4
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	1	1	1	1
	（人/日）	1	1	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	か所	1	1	1	1	1	1
	（人/日）	2	2	2	2	2	2

⑪福祉ホーム事業

【対象者】

町内に住所を有し、日中において監視する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた者

【サービス内容】

住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う事業です。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数(人/年)	2	2	2	2	2	2

⑫日中一時支援事業

【対象者】

町内に住所を有し、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた者

【サービス内容】

障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息等を目的として行う事業です。

【サービス見込量】

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数(人/年)	11	13	15	15	15	15
延べ利用回数(回/年)	80	66	70	80	80	80

【地域生活支援事業の計画値の考え方】

○理解促進・研修啓発、自発的活動支援、成年後見制度法人後見支援の各事業は、令和８年度に実施することを目標として見込みを算出しています。

○障害者相談支援事業は、障害者相談員による無料相談会と相談支援専門員による無料相談会を月３回開催しており、今後も取り組みを継続します。

○住宅入居等支援は、これまで実績がありませんが、今後、施設入所者等の地域移行を進めるため、令和８年度に実施することを目標として見込みを算出しています。

○成年後見制度利用支援事業は、障害者や介護者の高齢化等により、令和５年度と同等の需要があると見込んでいます。

○意思疎通支援事業は、今後も令和５年度の利用見込と同等の利用があると見込んでいます。

○日常生活用具給付等事業は、年度ごとの利用者のニーズに大きく左右されるものの、給付件数や用具の種類は令和５年度の給付件数と同等以上の需要があるものとして、見込量を設定しています。

○手話奉仕員養成研修事業は、近年の利用実績をふまえ、同等の利用人数を見込んでいます。

○移動支援事業は、近年の利用者数の増減や１人あたりの利用時間、利用日数を勘案して見込量を算出しています。

○地域活動支援センター事業は、大きな変動はなく、年度ごとの利用状況を基に一定量の利用を見込んでいます。

○福祉ホーム事業は、今後も令和５年度と同等の利用人数を見込んでいます。

○日中一時支援事業は、近年の利用実績をふまえ、同等の利用人数を見込んでいます。

【地域生活支援事業の計画値確保の方策】

○必須事業については、要綱の整備や予算の確保など、必要な準備を進めつつ、さまざまな機会を通して対象者や地域住民に事業の周知・説明を行います。

○障害者相談については、中讃圏域内の相談支援専門員の人材不足に加え、各専門員の負担が大きくなっているため、相談支援専門員の確保に向けた取り組みを関係機関とともに推進します。また、町担当者も各種制度を熟知し、相談対応能力を向上させることで、事業の充実を図ります。

○成年後見制度利用支援事業について、近年の普及・啓発事業により、町民及び支援者ともに認知度は高まっているものの、実際の相談や利用にはつながっていない現状があります。今後も、関係機関と連携し、様々な機会を通じて制度の説明や事業の周知に努めます。

○日常生活用具については、町民のニーズに応じて柔軟に品目の追加等を行えるよう、情報収集に努め、要綱の整備や予算の確保など、必要な準備を進めます。また、中讃西部地域自立支援協議会において、近隣市町と協議しながら、支給基準の統一を図ります。

○手話奉仕員養成研修については、利用者の大きな増加は見込めませんが、今後も多くの人に関心を持ってもらえるよう、様々な機会を捉えて普及啓発を行います。

○移動支援や地域活動支援センターの利用については、利用者から生活状況や利用希望等を聞き取りながら、効果的なサービス利用になるかどうかを判断し、適切な支給決定に努めます。

○福祉ホーム事業は、利用者一人ひとりの自己決定による生活を支援し、地域社会で自立した生活ができるよう、適切な支給決定に努めます。

○日中一時支援事業は、利用者の日中活動の場を確保するとともに、ご家族の生活実態に合わせた様々なニーズに対応できるよう、適切な支給決定に努めます。

○地域生活支援事業は、各市町で柔軟な実施が可能であることから、中讃西部地域自立支援協議会において、定期的に情報交換を行い、利用者の需要や要望に応じて、地域特性に応じた適切なサービスの利用を推進します。

（６）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
開催回数 (回数／年)	0	8	8	8	8	8

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延べ参加者数 (人／年)	0	24	24	24	24	24

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施回数 (回数／年)	1	1	1	1	1	1

④精神障害者の地域移行支援

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／年)	0	0	0	0	0	0

⑤精神障害者の地域定着支援

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／年)	0	0	0	0	0	0

⑥精神障害者の共同生活援助

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／年)	8	9	9	9	9	9

⑦精神障害者の自立生活援助

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／年)	0	0	0	0	0	0

⑧精神障害者の自立訓練（生活訓練）

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／年)	0	0	0	0	0	0

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の計画値の考え方】

○中讃西部地域自立支援協議会内の精神保健福祉部会において、定例会・コア会議をあわせ、年間８回関係機関で、協議及び課題の検討等を行っています。

○精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助・自立訓練については、近年の実績はなく今後も利用を見込んではいないが、ニーズに応じて柔軟に対応できるよう、関係機関と連携し情報収集に努めます。

○精神障害者の共同生活援助については、今後も近年の実績と同等以上の利用を見込んでいます。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の計画値確保の方策】

○中讃西部地域自立支援協議会内の精神保健福祉部会において、各市町の行政・医療機関・社会福祉協議会・相談支援事業所及び中讃保健福祉事務所が、地域アセスメントに向けた取り組みを行います。

○精神障害者の共同生活援助については、今後も需要が増えていくことが予想されるが、地域資源が不足している現状があるため、関係機関と連携し、ニーズに応じた支給決定が行えるよう努めます。

第４章　第３次多度津町障害児福祉計画

1　障害児支援の提供体制の確保に関する基本方針

国の基本指針及び障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次の６つの基本方針に基づいて推進します。

（１）身近な場所で提供する体制整備

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

（２）地域支援体制の構築

①障害児通所支援等について、障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備を図ります。

②児童発達支援センターについては、圏域において、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。

③障害児通所支援及び障害児入所支援（圏域内外の施設と連携）は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

（３）保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

①障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要になっています。また、障害児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、庁内においても健康福祉課のほか、町教育委員会教育総務課等との連携を図ります。

②障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設（圏域内外の施設と連携）、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、庁内においても健康福祉課のほか、町教育委員会教育総務課等との連携を図ります。

（４）地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

（５）特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

①重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実を図ります。

②医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図ります。また、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設（圏域内外の施設と連携）、障害児相談支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の関係者が連携を図るため、障害児に限らず障害者も含めた協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するものとします。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう協議していきます。

（６）障害児相談支援の提供体制の確保、利用者支援事業※との連携

障害児相談支援は、障害の疑いの段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障害者の相談支援と同様に、障害児の相談支援についても、子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業※」との連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図るものとします。

※利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。

2　成果目標（令和８年度末の目標）の設定

第３次障害児福祉計画に定める成果目標については以下のとおりです。

（１）障害児支援の提供体制の整備等

①障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

前計画では、障害児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を推進することを目標としていました。

本計画では、中讃圏域内に児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業を実施する事業所を１箇所設置しており、児童発達支援センターや関係市町と連携しながら、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を推進します。

＜数値目標1＞障害児に対する重層的な地域支援体制の構築		
前計画の実績	令和3年度末の児童発達支援センターの設置数	1か所
	令和5年度における障害児の地域社会への参加･包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（整備数）	0か所
	令和5年度における障害児通所支援･保育所等訪問支援事業所数	1か所
本計画の目標値	令和8年度末の児童発達支援センターの設置数	1か所
	令和8年度における障害児の地域社会への参加･包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（整備数）	1か所

②重症心身障害児への支援

前計画では、令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置（圏域単位）を目標としていました。

本計画では、中讃圏域内に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を１箇所設置しているため、関係市町等と連携しながら、重症心身障害児への支援体制の構築をさらに推進します。

＜数値目標2＞重症心身障害児への支援		
前計画の実績	令和３年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所
	令和３年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所
本計画の目標値	令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所
	令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所

③医療的ケア児への支援

前計画では、令和５年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置すること（圏域単位）及び、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること（圏域単位）を目標としていました。

本計画では、中讃西部地域の市町、障害福祉関連事業所、特別支援学校等の関係機関で構成される中讃西部地域自立支援協議会内に部会を設置しており、関係市町の医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら、コア会議やワーキングを開催し、中讃西部地域での取組について協議や検討を行います。

＜数値目標3＞医療的ケア児への支援		
前計画の実績	令和3年度における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	1か所
	令和5年度における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	1人
本計画の目標値	令和8年度における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	1か所
	令和8年度における医療的ケア児等コーディネーター配置人数	1人

＜医療的ケア児の支援体制イメージ図＞

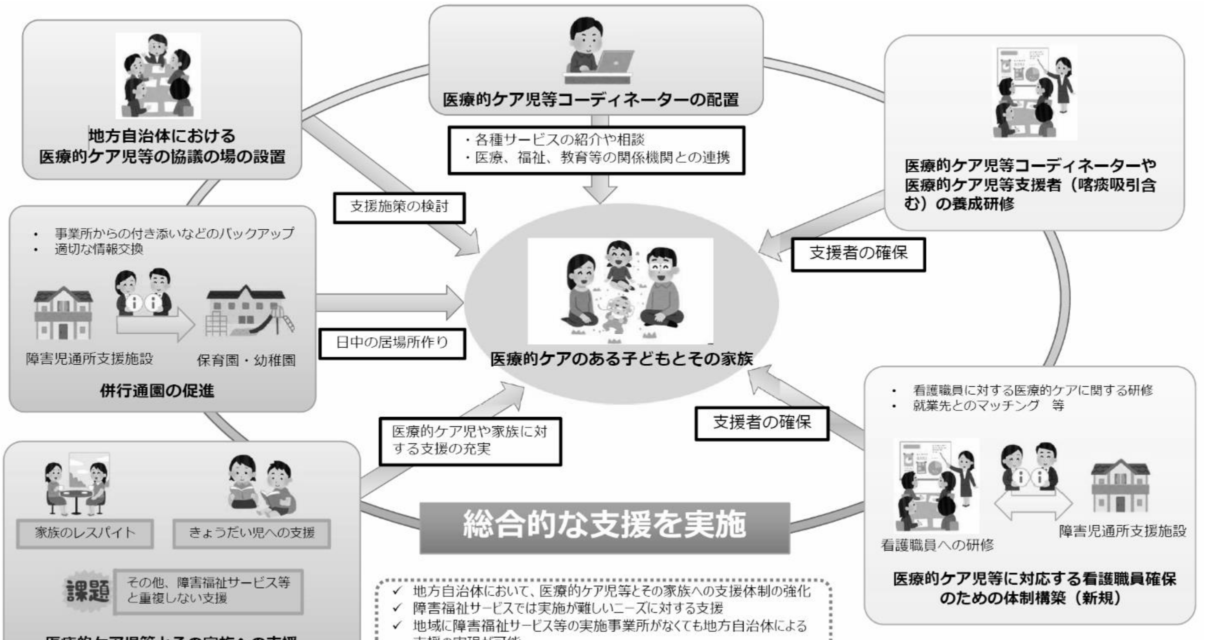

（出典）厚生労働省

④障害児入所施設からの円滑な移行調整

障害児入所施設からの円滑な移行調整に係る協議については、県主導で実施していくものではあるが、本町でも関係市町として担うべき役割を実践し、円滑な移行調整に向けた支援を行っていきます。

3　活動指標の設定

児童福祉法を根拠とする障害児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要となる障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

（１）障害児通所支援等

①児童発達支援

【対象者】

療育が必要と認められる未就学の障害児

【サービス内容】

障害児支援施設等において、日常生活上の基本動作や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【サービス見込量】

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 （人／月）	21	21	22	23	24	25
利用日数 （人日／月）	178	182	190	208	216	224

②医療型児童発達支援

【対象者】

肢体不自由があり、機能訓練や医学的支援が必要と認められる未就学の障害児

【サービス内容】

医療機関において、児童発達支援と併せて治療を行います。

【サービス見込量】

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	0	0	0
利用日数 （人日／月）	0	0	0	0	0	0

③居宅訪問型児童発達支援

【対象者】

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

【サービス内容】

重度の障害のある子どもの家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

【サービス見込量】

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数(人／月)	0	0	0	0	0	0
利用日数(人日／月)	0	0	0	0	0	0

④放課後等デイサービス

【対象者】

学校教育法第１条に規定された就学児のうち、授業終了後等に支援が必要と認められる障害児

【サービス内容】

放課後や休日等に、障害児支援施設等において、生活能力の向上や社会性を身につけるための訓練を行います。

【サービス見込量】

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数(人／月)	51	54	55	56	57	58
利用日数(人日／月)	512	538	550	560	570	580

⑤保育所等訪問支援

【対象者】

厚生労働省令で定められた保育所等に通う障害児のうち、専門的支援が必要と認められる者

【サービス内容】

保育所等に専門支援員が訪問し、利用者に対して集団生活適応のための支援を行います。

【サービス見込量】

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用者数(人／月)	0	0	1	1	1	1
利用日数(人日／月)	0	0	2	2	2	2

【障害児通所支援の計画値の考え方】

○サービスを利用する際には、サービス等利用計画の作成が必須のため、近年の各サービスの利用者数を踏まえて、各サービス・計画相談支援とも、同等以上の利用量を見込んでいます。

【障害児通所支援の計画値確保の方策】

○子ども・子育て支援の施策との整合性を図りながら、学校や母子保健機関等の関係機関と連携を保ち、乳幼児期から学校卒業までの間、障害児とその家族に対してきめ細やかな支援を行える体制を構築します。

○近年、療育に対する関心や認知度が高まってきているため、利用者のニーズを踏まえ、適切な利用につながるよう努めます。

○幼稚園・保育所・学校での生活と家庭での生活および保護者の意向を勘案したうえで、効果的なサービス等利用計画案が作成されているかを判断し、支給決定を行います。

⑥障害児相談支援（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助）

【対象者】

障害児通所サービス等を利用している障害児又は新たに利用を希望する障害児等

【サービス内容】

サービス等利用計画に関する相談・作成のほか、保護者等からの相談対応等、適切なサービス利用に関する全般的な支援を行います。

【サービス見込量】

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数 (人／年)	55	55	56	58	60	60

【障害児相談支援の計画値の考え方】

○各サービスの利用見込量の増加を踏まえて、障害児相談支援について利用量を見込んでいます。

○近年、相談件数と合わせて早期療育につながるケースが増加しており、ますます障害児相談支援に対する需要は増加していくと見込まれます。

【障害児相談支援の計画値確保の方策】

○子ども・子育て支援の施策との整合性を図りながら、学校や母子保健機関等の関係機関と連携を保ち、乳幼児期から学校卒業までの間、障害児とその家族に対してきめ細かな支援を行える体制を構築します。

○中讃西部地域自立支援協議会において、相談支援事業所及びサービス提供事業所と常に連携し、各事業所等の運営状況の把握に努め、適宜利用者に情報提供していきます。

（２）発達障害者に対する支援

①発達障害者地域支援協議会の開催回数

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
開催回数(回数／年)	3	3	3	3	3	3

②ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
受講者数(人／年)	0	0	0	0	0	0
実施者数(人／年)	0	0	0	0	0	0

③ペアレントメンターの人数

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
養成者数(人／年)	0	0	0	0	0	0

④ピアサポートの活動への参加人数

単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
参加者数(人／年)	0	0	0	0	0	0

【発達障害者に対する支援の計画値の考え方】

○中讃西部地域自立支援協議会内の発達障害部会において、年間３回関係機関で協議・検討を行っています。

【発達障害者に対する支援の計画値確保の方策】

○中讃西部地域自立支援協議会内の発達障害部会を通じて、発達障害に関する効果的な支援や普及・啓発に努めます。

○既存の療育サービスに対する正しい理解を促すとともに、町民のニーズに応じて効果的なペアレントトレーニングの手法について検討します。

○令和５年度において、年２回町民向けの発達障害相談を実施したが、相談実績はなかったため、ペアレントメンター及びピアサポートに関する取り組みは、ニーズに応じて検討します。

第５章　計画の推進

在宅障害者とその家族の高齢化や、障害の重度化が全国的に進行している状況において、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の見直しが行われました。

本計画の策定にあたっては、サービス利用者や家族、計画相談支援事業者やサービス提供事業者、医療機関、学校などから収集した情報や、近年のサービス利用状況、障害者手帳所持者数の推移や人口動態などから、町の障害者（児）福祉施策の現状と課題を洗い出し、将来必要と思われるサービスの見込量を算出するとともに、見込量を確保するための方策を立てました。

また、福祉施設の入所者の地域生活への移行や地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等の具体的な数値目標を掲げ、今後の諸施策を展開していきます。

本町では次の４つのポイントを重点項目として取り組み、本計画の推進を図ります。

引き続き、計画を確実に実践し、「ニーズの把握」「関係機関・地域住民との連携強化」「適切なサービスの提供」「計画の進行管理」に留意して、障害者（児）福祉の向上に努めてまいります。

1　ニーズの把握

本町においては、家族の高齢化等により、自宅では必要な支援を受けられなくなった障害者が、施設に入所するといったケースが増えています。国が進める地域移行とは相反する状況ですが、重度の障害者にとっては施設入所も重要な選択肢の一つとなっていることから、町では、障害者やその家族が「どんなことに困っているのか？どんな生活を望んでいるのか？」ということを十分に聞き取ったうえで、必要としている支援を行います。

また、地域には不自由な生活をしながらも、やむを得ず通学・通所をすることができずに在宅にて支援を必要としている方や、「利用したいサービスが無い・利用したくても手続が分からない」といった理由から、サービスを利用していない障害者が大勢います。こうした状況から、障害者からの申請を待つだけでなく、近隣住民や関係機関からの連絡をもとに、訪問や調査を行い、サービス利用につなげるなど、積極的なニーズ把握と支援に取り組みます。

２　関係機関・地域住民との連携強化

障害者のニーズの変化や家族の緊急時など、サービス内容や支給量の変更が必要な場合に、障害者と家族の生活状況を日頃から把握しておくことで迅速な対応が可能になります。そのため、障害者や家族と接する機会の多いサービス提供事業者や定期通院している医療機関等と信頼関係を築き、必要に応じて情報提供してもらえるよう連携体制の構築に努めます。

また、障害者が地域で安心して生活していくためには、地元の自治会及び民生委員の理解や協力が不可欠です。町としても、障害者に対する理解や合理的配慮の意識高揚を促しつつ、定期的な訪問や相談対応を行いながら、障害者が地域住民と円滑な関係を築けるよう努めてまいります。

３　適切なサービスの提供

サービスの利用が障害者にとって有効なものとなるためには、適切なサービスの種類や量を提供しなければなりません。サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画案の提出が必須化されましたが、町では、この計画案が障害者や家族のニーズを反映し、かつ効果的なものとなっていることを確認したうえで支給決定を行うよう心掛けます。

同時に、利用者が必要としているサービスを不足なく提供できる体制づくりも重要です。しかし現在、町内や近隣市町には事業所が少ないため、十分にサービスを提供できる体制が確保されていません。町としても早急な施設整備が必要と考えていますので、サービス提供事業者等が行う施設整備に対して、円滑に整備が進められるよう、できる限りの支援を行います。

４　計画の進行管理

年度ごとに本計画の達成状況を、ＰＤＣＡ※サイクルの手法により点検・把握し、評価を行うとともに、その結果については関係機関等に報告し、意見等を求め、計画の推進に生かしていきます。

また、町の他の計画等に変更があった場合は、適宜見直しを行います。

〇成果目標については、少なくとも１年に１回その実績を把握し、計画の中間評価として分析を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

〇活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいと考えます。

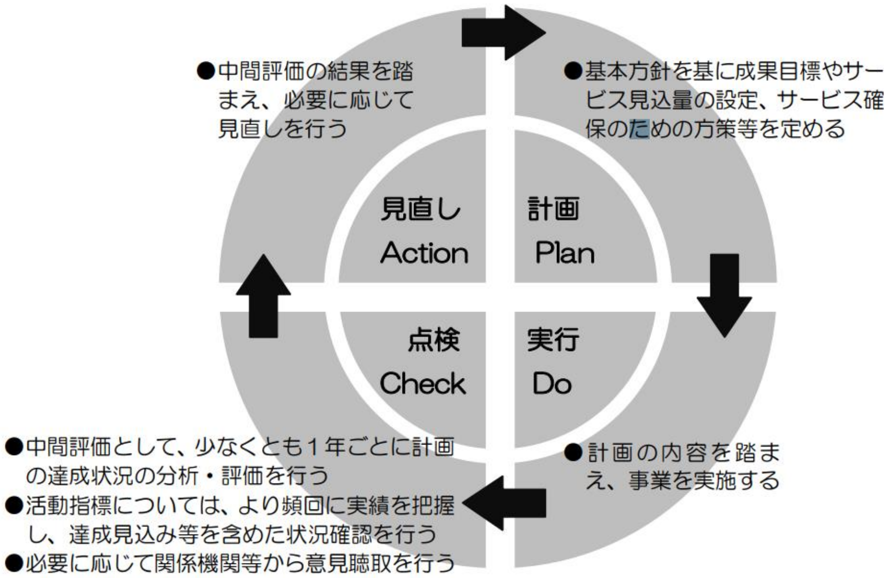

※ＰＤＣＡ
　Ｐｌａｎ（計画）、Ｄｏ（実行）、Ｃｈｅｃｋ（点検）、Ａｃｔｉｏｎ（見直し）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

関連資料

多度津町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱

（目的と設置）

第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）に基づく障害者基本計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）に関して、必要な事項を調査審議し、計画策定に資することを目的として、多度津町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（事業）

第２条　策定委員会は、計画の策定に関し、次の事項について審議する。

（１）　障害者施策に関する基本目標に関すること。

（２）　障害福祉サービス及び相談支援事業の種類ごとの必要量の見込みと確保に関すること。

（３）　地域生活支援事業の実施に関すること。

（４）　障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込みと確保に関すること。

（５）　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員２０名以内をもって組織する。

２　委員は、障害福祉及び医療に関する機関又は団体、地域等の代表のうちから町長が委嘱又は任命する。

（運営）

第４条　策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

５　策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

（庶務）

第５条　策定委員会の事務局は、健康福祉課内に置く。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

多度津町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会委員名簿

（敬称略・順不同）

委員会役職	氏名	所属	役職等
委員長	冨田　智子	しょうがい者生活支援センター ふらっと	所長
副委員長	松岡　昭二郎	社会福祉法人 多度津さくら会	理事長
委員	氏家　浩三	多度津医師会	会長
委員	井下　秀樹	香川県中讃保健福祉事務所	所長
委員	浅見　裕一郎	香川県視覚障害者協会	代表
委員	濱上　操子	中讃聴覚障害者協会	副理事
委員	池内　順子	多度津町保育所連絡協議会	会長
委員	田中　公敏	多度津町身体障害者の会	会長
委員	橋本　佐緒理	特定非営利活動法人さくらとうみ	理事長
委員	塩野　亜紀子	多度津町知的障害者相談員	相談員
委員	鎌形　亮子	相談支援事業所 ポンテ	管理者兼相談支援専門員
委員	松原　美和	相談支援事業所 はなぞの	管理者兼相談支援専門員
委員	亀山　正則	多度津町民生委員・児童委員協議会	会長
委員	小川　保	多度津町議会	議長
委員	兼若　幸一	多度津町議会建設産業民生常任委員会	委員長
委員	新明　和典	多度津町社会福祉協議会	常務理事
委員	三木　信行	多度津町教育委員会	教育長

第５次多度津町障害者基本計画
第７次多度津町障害福祉計画
第３次多度津町障害児福祉計画

令和６年(2024 年)３月

発行：香川県多度津町
編集：多度津町健康福祉課
住所：〒764-8501
香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目３番 95 号
ＴＥＬ：0877-33-1134